

第3次大牟田市人権教育・啓発基本計画

(案)

大牟田市

目 次

第1章 第3次大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定	1
1 第3次基本計画の策定にあたって	1
2 計画策定の背景	1
（1）国際的潮流	1
（2）国・県の取組	2
（3）本市の取組	4
（4）第2次計画での成果と課題	4
3 計画の趣旨及び基本理念	6
（1）計画の趣旨	6
（2）計画の基本理念	6
4 計画の期間	6
5 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進（イメージ図）	7
第2章 本市の人権教育・啓発の現状と課題	8
1 人権教育の現状と課題	8
（1）就学前・学校教育	8
（2）社会教育	9
2 人権啓発の現状と課題	10
（1）本市の人権啓発活動	10
（2）民間団体、企業等の人権啓発活動	11
第3章 さまざまな分野における人権問題	12
1 課題横断的な人権問題（インターネット上の人権侵害）	12
2 さまざまな分野における人権問題	15
（1）部落差別（同和問題）	15
（2）女性に関する人権問題	19
（3）子どもに関する人権問題	22
（4）高齢者に関する人権問題	25
（5）障害者に関する人権問題	28
（6）外国人等に関する人権問題	31
（7）病者等に関する人権問題	34
（8）性的少数者に関する人権問題	38
（9）さまざまな人権問題	40
第4章 人権教育・啓発の効果的な推進	45
1 人権教育・啓発の推進体制	45
2 実施主体間の連携	46

3	普遍的・個別的な視点を踏まえたアプローチと推進	46
(1)	人権教育・啓発の手法	46
(2)	教材・啓発資料、学習プログラムの開発	47
(3)	情報提供の充実・強化	47
(4)	市民の自主性の尊重と実施主体の中立性の確保	47
第5章	特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進	48
1	市職員	48
2	教職員等（保育所・幼稚園・認定こども園・学校）	48
3	社会教育関係職員	49
4	保健・医療・福祉・介護関係者	49
5	マスメディア関係者	49
6	企業等の経営者	49
7	その他の職業従事者	50
第6章	計画の推進	51
1	計画の推進体制	51
2	国・県、他市町村及び関係団体等との連携	51
3	人権教育・啓発機能の整備・充実	51
4	評価と見直し	52

第1章 第3次大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定

1 第3次基本計画の策定にあたって

本市では、2000（平成12）年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）の基本理念に基づき、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ効果的に推進するために、2003（平成15）年に「大牟田市人権教育・啓発基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

そして、2006（平成18）年には基本計画の「追補」、2015（平成27）年に「第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、市民一人ひとりの人権¹が尊重され、あらゆる差別のないまちづくりを推進してきました。

しかしながら、依然として、家庭・学校・職場・地域など社会生活のさまざまな場面において、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する偏見や差別が存在しています。また、インターネット上では特定の個人を対象とした誹謗中傷など、あらゆる分野の人権侵害が発生しており、その匿名性から人権を軽視した行為が大きな問題となっています。

このような人権を取り巻く状況の変化と、2023（令和5）年に実施した「大牟田市人権問題意識調査」（以下「今回調査」という。）の結果を踏まえ、第2次計画の必要な見直しを行い、さまざまな人権問題の解決と人権が尊重される社会を実現するため、「第3次大牟田市人権教育・啓発基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画策定の背景

（1）国際的潮流

第二次世界大戦の惨禍を再び繰り返さないことを願い、国際連合（以下「国連」という。）は、1948（昭和23）年の第3回国連総会において、人権の国際的な基本基準として「世界人権宣言」を採択し、全世界に表明しました。

この宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたい、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

¹ 「すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、だれからも侵されることなく、自由、平等で幸せに生きることができる基本的な権利」をいう。

その後、この宣言を実現するため「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約²」など、数多くの人権に関する規約や条約の採択と「国際人権年」をはじめとしたさまざまな国際年によって、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が行われてきました。

しかし、世界の各地で人種、民族、宗教等の対立による地域紛争、テロ、迫害、飢餓や貧困等により多くの尊い命が奪われ、人権が侵害される状況が続いていることから、1994（平成6）年の第49回国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、実施のための具体的な取組として「人権教育のための10年行動計画」が承認されました。

そして、10年の取組の成果を受け、2004（平成16）年には「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。このプログラムは5年ごとに段階を区切り、学校や社会全体で人権教育を推進しています。

2011（平成23）年には、企業が人権を尊重するための「ビジネスと人権に関する指導原則」の支持が採択され、企業活動と人権教育の連携の重要性も認識されました。この指導原則は「人権を保護する国家の義務」、「人権を尊重する企業の責任」、「救済へのアクセス」の3つの柱から構成されており、全ての国と企業に適用されています。

また、2015（平成27）年に採択されたSDGs³は、持続可能で平等な社会の実現を目指す国際目標で、人権を大切に考えるに基づいています。健康や教育、差別の解消など、多くの目標が人権と深く関わっています。

（2）国・県の取組

国においては、第二次世界大戦後の1946（昭和21）年に「日本国憲法」が公布され、主権在民、恒久平和とともに「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられる」と基本的人権の尊重をうたっています。その憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた

² 全ての児童の基本的人権の尊重を促進することを目的とする条約。18歳未満を「児童」と定義し、幅広く児童の持つ権利を定め、権利の尊重のために必要となる事柄を詳細に定めている。

³ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。

取組を進めてきました。

わが国固有の、部落差別（同和問題）への取組は、1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」を受け、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）を施行し、特別対策を実施してきましたが、これは日本における人権施策の大きな潮流となりました。

また、2000（平成12）年には「人権教育・啓発推進法」が施行され、国及び地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、人権教育・啓発に関するさまざまな施策を展開しています。

その後も人権に係る諸法律が制定され、2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016（平成28）年に、人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者⁴に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。近年においては、2023（令和5）年にこども基本法、性的指向及びジェンダーアイデンティティ⁵の多様性⁶に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されるなど、人権課題の解決に向けた法整備が進められています。また、2025（令和7）年には、インターネット上における誹謗中傷等の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対する新たな規制が盛り込まれた「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（以下「情報流通プラットフォーム対処法」という。）が施行されました。

このような社会情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たに国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（以下「国の第二次計画」という。）が策定されました。

福岡県においては、1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年に関する福岡県行動計画」、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権が尊重される社会の形成に向けた取組が進められてきました。

⁴ 「本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの」と定義されている。外国人である必要はなく、また、「その子孫」という文言から日本生まれの在日外国人二世以降の世代も含まれる。

⁵ 自分の性別を自分自身でどう認識しているかという心のあり方のこと。生まれたときに割り当てられた性別とは必ずしも一致するわけではない。

⁶ 集団の中で、年齢、性別、人種、経験、趣味嗜好などが異なる人が存在している状態において、その個性が認められる相対的な考え方。

また、2019（平成31）年には、国の「部落差別の解消の推進に関する法律」を受けて都道府県では初となる「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

（３）本市の取組

本市における人権教育・啓発のための取組の大きな一歩は、1996（平成8）年4月に「大牟田市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」（以下「あらゆる差別条例」という。）を制定したことです。その後、1996（平成8）年8月に人権の尊重を活動の基本に据えた、全市民的な啓発組織として「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」（以下「市同推協⁷」という。）及び「大牟田市人権・同和教育研究協議会」（以下「市同研⁸」という。）が結成され、その取組が始まりました。

2003（平成15）年3月に人権教育・啓発の基本指針として「基本計画」を、2006（平成18）年3月には、個別の人権問題の解決を図るための取組の基本的方向を明らかにするため、基本計画の「追補」を策定し、その後、さらに効果的な施策の推進を図るため、2015（平成27）年3月に「第2次計画」を策定しました。

そして、人権三法が施行されたことをうけてあらゆる差別条例に国・県との役割分担や連携、相談体制の充実等を加え、2019（令和元）年12月には、「大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」と改正し、市民と行政の協働により、基本的人権の尊重を根底に据え、あらゆる差別をなくし、明るく住み良い地域社会実現のための人権教育・啓発にかかる施策の推進を図っているところです。

（４）第2次計画での成果と課題

今回調査の結果で、人権問題に対する関心については、68.2%の人が関心を示しており、2013（平成25）年に実施した市民人権問題意識調査（以下「前回調査」という。）と比べると5.8ポイント高くなっています。

また、部落差別（同和問題）の解決方法において、「部落分散論」^{注1}と呼ばれる「同和地区の人々がかたまって住まないようにする」12.0%や、「寝た子を起こすな論」^{注2}

⁷ 人権意識を高め、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい人権のまち大牟田をつくるため、人権・同和問題の啓発に取り組む民間団体や企業、行政など様々な団体が参画し、1996（平成8）年に設立された「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」の略称。

⁸ 人権・同和教育に関する研究及び推進を行うために「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」内に設置された「大牟田市人権・同和教育研究協議会」の略称。

と呼ばれる「…そっとしておけば自然になくなる」20.0%と回答した人の割合についても、前回調査に比べて低くなっています。

これらのことから、前回に比べ市民の人権を尊重する意識が高まっているのではないかと考えられます。

また、部落差別（同和問題）について、「自分とも関係があると思う」と回答した人の割合は26.7%になり、4人に1人の割合で維持しています。これは、一定数の人において、部落差別を真摯に考える姿勢が示されているものと考えられ、これまで持続的に実施してきた人権教育・啓発の取組によるものと捉えています。部落差別（同和問題）を自分とも関係がある問題と認識することで、市民自身が部落差別（同和問題）解決のため自分に何ができるかを考え、身近なことから問題解決に向けて実践していくことができるようになります。

一方、部落差別（同和問題）について、「自分とは関係がないと思う」と回答した人の割合は58.9%になり、「部落差別（同和問題）は自分とは関係がない」と捉えている人が半数を超えています。

また、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題についての講演会等への参加状況が極めて低く、「参加したことがある」と回答した人の割合は15.6ポイント減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症のため、講演会等の開催を見送った影響もあると思われませんが、コロナ禍以前には戻っていない状況です。

日常的な人権感覚が十分には身に付いていないことや、前述の講演会等への参加状況がまだ十分ではないことなど人権教育・啓発の取組が市民全体に浸透しているとは言いがたい状況にあること、後述する「第3章 さまざまな分野における人権問題」で挙げたような課題が明らかになりました。

このように、一定の成果の一方で、課題も明らかになりましたので、これらの諸課題の解決に向けて取り組む必要があります。

注1)「部落分散論」

「被差別部落の人たちが、固まって住んでいるから差別される」という考え方で、差別の存続理由を差別を受けている人の側に押しつけるものです。生まれ育った土地に愛着をもち、そこに住みたいという希望を奪うことはできませんし、部落に住んでいても差別されないようにするのが本来の姿です。

実際に部落から外に出て生活するようになった人々も多いのですが、就職や結婚に際して身元調査が行われ、部落出身であると分かれば差別する人がいるという現実があります。

注2)「寝た子を起こすな論」

「寝静まった子をわざわざ起こし、泣かせることはない」という意味のことわざから、部落差別（同和問題）については、「部落差別（同和問題）を知らない人にわざわざ教えることはなく、そっと放置しておけば自然に解消する」という考え方を言います。

しかし、部落差別（同和問題）は現実に行っている社会問題であり、「寝静まった＝差別がおさまった」状態ではありません。また、それらを直視しないことにより、問題が放置されてしまうこととなります。私たちを取り巻く社会や暮らしの中には、部落差別（同和問題）に関する差別はさまざまな形で存在しています。事実を知らなければ、誤った情報や偏見に左右され、知らずに差別を拡大・助長する結果を招きかねません。「自分には関係ない」、「そっとしておけばよい」という考えを持つのではなく、部落差別（同和問題）を正しく認識し、一人ひとりが差別を許さない心できちんと向き合い、考え、行動する姿勢を持ち続けることが求められます。

3 計画の趣旨及び基本理念

(1) 計画の趣旨

今回策定した本計画においても、既存の行政諸施策並びに今後実施される諸施策を人権教育・啓発の視点から点検・見直し等を行うための基本指針としての活用を図り、市政のあらゆる分野で総合的・効果的に人権教育・啓発の推進に努めるものとします。

(2) 計画の基本理念

人権とは、すべての人々が生まれながらにして持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

日本国憲法では、侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障され、個人の尊重、並びに幸福追求権や平等の原則がうたわれています。

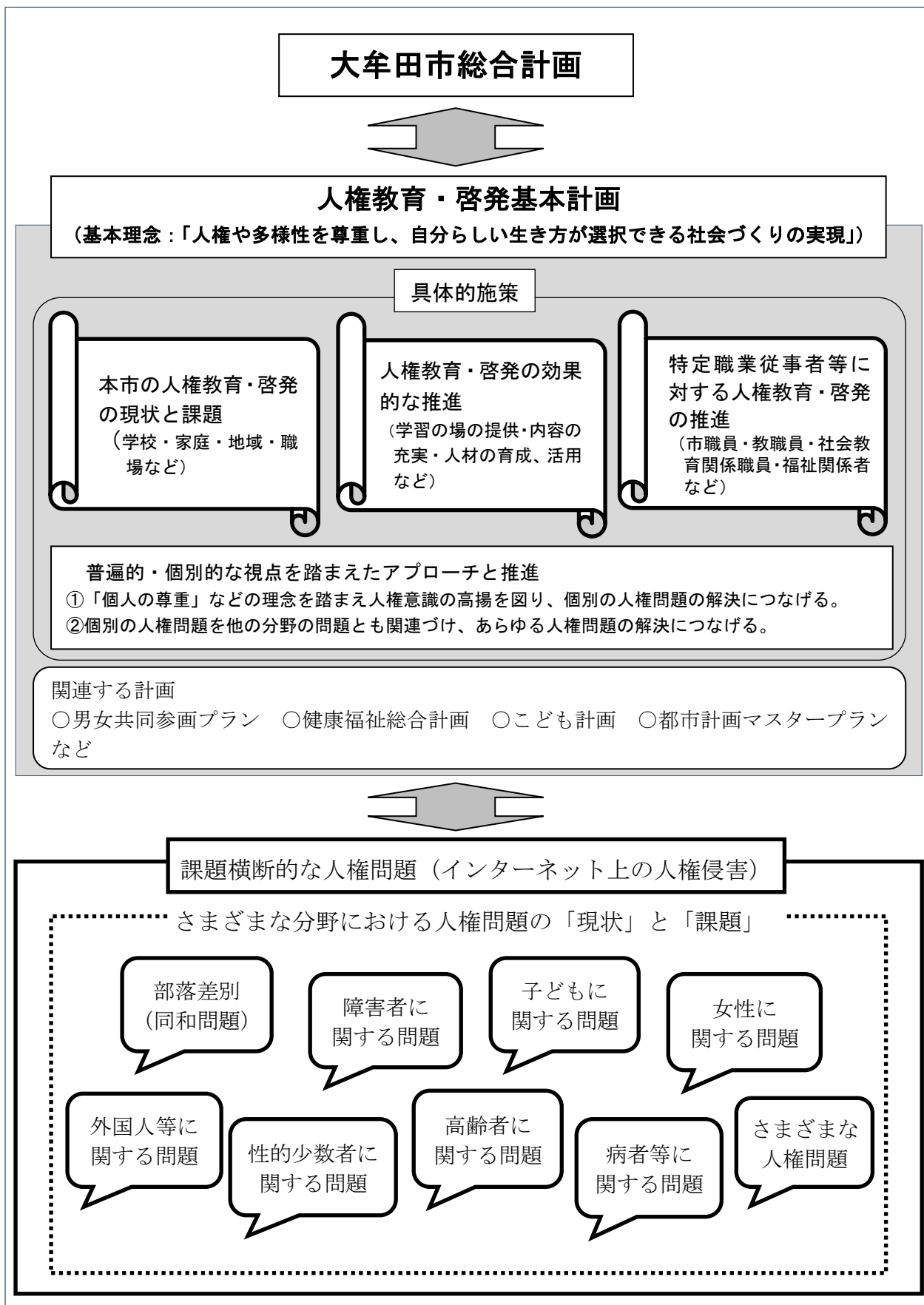
また、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができることが大切です。

そこで、本計画は、「人権や多様性を尊重し、自分らしい生き方が選択できる社会づくりの実現」を基本理念とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2035（令和17）年度までの10年間とし、国内外の状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行うものとします。

5 総合的な視点に立った人権教育・啓発の推進（イメージ図）



第2章 本市の人権教育・啓発の現状と課題

人権教育・啓発については、「人権教育啓発推進法」の第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

この規定から、人権教育とは、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動であり、人権啓発とは、広く市民の間に、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理することができます。

また、暮らしの隅々にまで人権の意識が根づいた人権尊重が当たり前という社会を築くこと、すなわち人権という普遍的文化を構築するためには、まずは、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の市民一人ひとりが、日常生活にあるさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めることから始まります。

このことから、市民一人ひとりが、学校、家庭、地域、職域などのあらゆる場において人権尊重の理念に対する理解を深め、人権意識に根ざした行動ができるような学習を進めていくことが重要であり、そのための、生涯にわたっていつでも気軽に学習できるような場の提供や充実を図る必要があります。

1 人権教育の現状と課題

(1) 就学前・学校教育

国の第二次計画では、人権教育・啓発は、その対象者の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、粘り強く実施する必要があるとしています。

就学前においても、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるよう、子どもの資質や特性に合わせた取組が進められることが望まれています。

小・中・高等学校においては、子どもたちの発達段階に応じて、各教科、特別の教科道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等のそれぞれの特質を生かしながら、多様性を尊重し、他者と共に生きる力を育む視点から、学校の教育活動全体を通じて人権について学ぶ取組を行っています。

また、誰一人取り残さない多様な学びの機会を保障する夜間中学「大牟田市立宅峰中学校ほしぞら分校」を2024（令和6）年4月に開校しました。夜間中学では、義務教育未修了者に加え、外国籍の者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受け入れを図り、一人ひとりの夢や願いを尊重し、誰もが安心して学びの主役になれる学校づくりに取り組んでいます。

特別支援学校等では、障害のある子どもの自立と社会参加を目指して、小・中・高等学校に準ずる教育を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、ICT⁹の活用や個別最適な学びの充実などを通して、持てる力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善及び克服する取組を行っています。

また、小学校や中学校の子どもたちが、障害のある子どもたちに対する正しい理解と認識を深めるとともに、子どもの社会性の育成や望ましい人間関係づくりを図るために、障害のある子どもたちと、障害のない子ども、学生、さらには地域に暮らす市民との交流による「交流教育」などの取組を行っています。

これらの取組をとおして、子どもたちをはじめとする一人ひとりが、自分が大切にされていることを実感できる学校づくりが望まれています。

さらに、道徳性育成の観点から、ボランティア活動など社会奉仕体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権尊重意識を高め、人権課題を敏感に感じ取る感性や、偏見や差別意識を解消していく意欲と実践力を持った子どもを育成するため、参加・体験型の学習を取り入れるなど、多様な教育実践の推進に努めています。

子どもの人権が尊重され、一人ひとりが大切にされていることを実感できる学校は、子どもに安心感や自信を与えます。今後とも、子どもたち一人ひとりを大切にした教育を推進する観点から、子どもの発達段階に即し、教育活動全体の中に人権尊重の視点を取り入れた教育を推進していく必要があります。

（2）社会教育

本市の社会教育は、地区公民館等の教育機関が中心となり、校区まちづくり協議会、地域の就学前・学校教育等の機関、行政各部門、そして市民活動団体と連携し、取り組まれています。

⁹ Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、単にコンピューターを使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含んだ、幅広い意味を持つ言葉。

地域では、子どもの成長を支える環境の整備や啓発・情報提供、自己肯定感を高めるとともに郷土愛の醸成を図ることを目的とした子どものさまざまな学習・体験活動の場と機会の拡大、家庭教育支援などに取り組んでいます。なかでも、障害のある子どもと障害のない子どもが共に交流を深め、互いに高め合うことを目的として実施している「ふれあい共室¹⁰」は、子どもたちの人権尊重の精神を養う上で重要な事業です。

今後とも、社会教育においては、地域の実情に応じた、各種学習機会を市民に提供することで、人権について学習することができる機会を提供し、人権意識の醸成を図っていきます。

2 人権啓発の現状と課題

(1) 本市の人権啓発活動

本市では、地域・職場等での学習を支援するための「出張人権講座」の講師派遣、人権啓発用DVDの貸出しを行うとともに、市民に身近な学習機会の場として、各地区公民館等において、市同研研究員を講師とした人権学習会を毎年4回開催しています。

また、県の同和問題啓発強調月間¹¹（7月）、国の人権週間¹²（12月）に合わせた街頭啓発を人権擁護委員¹³等と行っています。

人権啓発に関する講演会等については、市民を対象とした人権・同和教育講演会を7月に開催し、12月には人権フェスティバルを市同推協と連携して行っています。

しかしながら、今回調査によると、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題についての講演会等に参加したことがあると回答した人の割合は10.3%と減少していることから、行政として参加者数が回復する手段を再検討し、幅広い市民の参加に向けての取組が必要です。

¹⁰ 子どもたちが学校という場を離れ、世代を超えた人たちや背景の異なる人たちとのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に実施している大牟田市交流教育地域推進事業の一つ。

¹¹ 同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において1983（昭和58）年に制定した7月の一ヶ月間。

¹² 国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、わが国で定められた12月10日を最終日とする一週間。

¹³ 国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、各市町村に置かれている。市長の推薦により法務大臣が委嘱。人権相談、啓発活動等を行う。

（２）民間団体、企業等の人権啓発活動

「市同推協」及び「市同研」では、さまざまな人権問題に対する市民の理解と認識を深めるため、人権フェスティバル、人権連続講座、人権学習会等の開催に際しての連携や、調査・研究、情報交換など、人権啓発の有意義な取組が行われています。また、国・県や本市が主催する講演会、各種イベント等への参加・学習など、人権に関わるさまざまな活動を展開しており、人権啓発の実施主体として重要な一翼を担っています。

このような中、企業においては、その取組に濃淡はあるものの、個々の企業の実情や方針等に応じて、自主的な人権啓発活動が行われています。特に、「大牟田地区企業内同和問題研修推進委員会」（以下「企同推¹⁴」という。）では、人権啓発を推進するための組織として研修会等を開催し、就職差別のない社会づくりに努めています。

今後とも、企業等における人権教育・啓発の推進にあたっては、本計画に沿った人権教育・啓発が実践されるよう、国・県の諸機関をはじめ、「企同推」、「市同推協」、「市同研」等と連携を図りながら、人権教育・啓発の理解と主体的な取組を求めていく必要があります。

¹⁴ 差別の根絶を目指し、企業等の事業主に対する人権・同和問題研修会の開催や啓発、研究等を行うため、公正採用選考人権啓発推進員を選任している事業所等で組織された「大牟田地区企業内同和問題研修推進委員会」の略称。

第3章 さまざまな分野における人権問題

1 課題横断的な人権問題（インターネット上の人権侵害）

【現状】

インターネットがコミュニケーションツールとして確立している中で、インターネット上の人権侵害が社会問題化しています。現段階では、情報の拡散力が圧倒的に高い SNS 等の登場もあいまって、個人に対する誹謗中傷、名誉毀損やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載など、人権に関わるさまざまな問題が急速に深刻化している状況にあります。また、生成 AI¹⁵を使った画像加工や SNS 等での拡散がトラブルや犯罪、人権侵害等につながるケースが発生しています。

SNS 等は、震災等の災害発生時においても有益な情報を発信・入手し得る有効なツールである反面、意図的な悪意のある誤情報の拡散、不確かな情報に基づく他者への不当な扱い、被災者等に対する偏見や差別を助長するような情報の発信・拡散といった問題も発生しており、これは、人権侵害であるのみならず災害時の避難や災害後の復興の妨げにつながりかねない重大な問題です。

このようなインターネット上の人権侵害は、個別の人権問題のいずれにも密接かつ横断的に関連する問題であり、この問題を解消することは、個別の人権問題を解消する上でも不可欠です。

このため、国においては、2002（平成 14）年、インターネット等において権利の侵害が発生した場合における、プロバイダー等による迅速かつ適切な対応を目的に、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダー責任制限法）が施行されました。また、2025（令和 7）年には「情報

流通プラットフォーム対処法」が施行されるとともに、第 26 条（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）に関するガイドラインも同年に制定されました。この中で大規模プラットフォーム事業者¹⁶に対し、「送信防止措置の実施に関する基準」を定め、「名誉権」、「プライバシー」、「私生活の平穏」、「氏名権」など、他人の権利・利益を侵害する対象の例示を列挙し、公表することを義務付けるなど、対策の強化が進めら

¹⁵ データから学習したパターンや関係性をもとに、新しいテキスト、画像、動画、音声、音楽などのコンテンツを生み出す AI の一種。

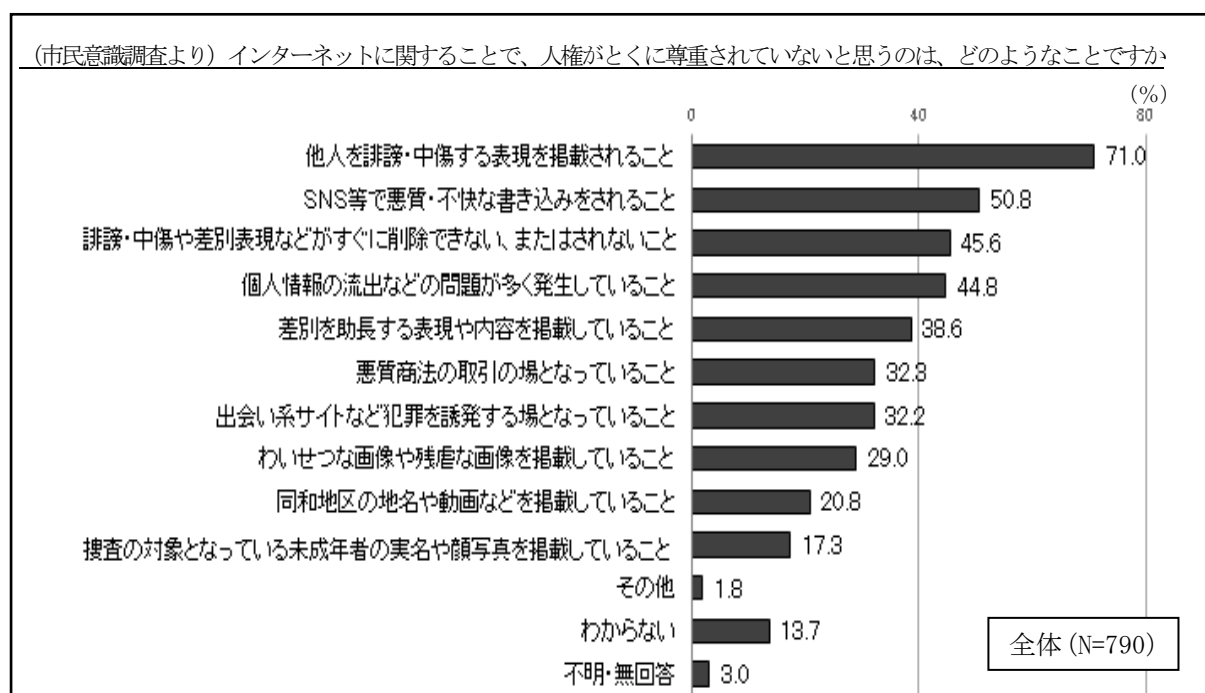
¹⁶ SNS や匿名掲示板などインターネット上のサービスを提供する事業者のうち、総務省令で定められた月間利用者数が 1 千万人を超えるなどの基準を満たし、総務大臣から指定された事業者のこと。

れています。

【課題】

インターネットでは、一旦、情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難であり、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。

今回調査によると、インターネットに関する事柄で、人権が特に尊重されていないと思うことは、「他人を誹謗・中傷する表現を掲載されること」71.0%が最も高く、次いで「SNS等で悪質・不快な書き込みをされること」50.8%となっており、相手の気持ちを尊重しないことによる安易な書き込み等の人権侵害が問題視されています。インターネット上の誹謗中傷等の被害者にも加害者にもならないために、情報発信時の注意事項等について広報・啓発を行う必要があります。



【取組の基本的方向】

インターネットの利用については、発信者のモラルに負うところが大きいいため、さまざまな機会を捉え、インターネットの利用者にとどまらず、幅広い人々の人権意識の高揚に向けた人権教育・啓発活動の推進に努めます。

また、インターネット上の真偽が定かでない情報に惑わされることなく、正しい認

識力・判断力を身に付けることができるよう人権教育・啓発活動の推進に努めます。

①情報モラル教育の充実

②啓発活動の推進

2 さまざまな分野における人権問題

《さまざまな分野における「複合差別」の観点》

特定の個人に複数の属性が重複すると、より深刻な差別を受けることや、差別を受けた場合の救済方法が個別の属性に応じたものとして設定されていることから、救済にたどり着かないことなど、被害の深刻化が懸念されています。

今後、このような動向を踏まえ、様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりが必要です。

(1) 部落差別（同和問題）

【現状】

部落差別（同和問題）は、1965（昭和40）年の「同和対策審議会」答申において、「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に係る課題である。」とされ、「その早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」と指摘されています。このことを踏まえ、国においては部落差別（同和問題）の早期解決を図るため、1969（昭和44）年の「同対法」施行以降、関係諸施策を推進してきました。その結果、特別対策については、概ねその目的を達成できる状況になったことから「地対財特法」は経過措置を含めて、2002（平成14）年3月末をもって終了しました。

1996（平成8）年の「地域改善対策協議会¹⁷」の意見具申では、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」「地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行」「今後の施策の適切な推進」等の今後の重点施策の方向が示されています。これを受け、1996（平成8）年7月の閣議において、「部落差別（同和問題）に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発に再構成して推進する」ことが決定されました。また、2016（平成28）年には、相談体制の充実や教育及び啓発等について定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

また、法務省は、2018（平成30）年12月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」において、「〇〇地区は

¹⁷ 1982（昭和57）年に施行された地域改善対策特別措置法に基づき、同和問題の早期解決を目指して設置された機関。

同和地区である。」などと指摘する識別情報の摘示は、部落差別の特殊性を踏まえ、原則として削除要請等の措置の対象とすべきであるとの考え方を示しました。

本市においては「同対法」施行後、部落差別（同和問題）の解決を重要な課題として捉え、道路改良事業、住宅改良事業、集会所の建設など、同和地区の生活環境改善の推進とともに、社会福祉の向上、教育の充実に努めてきました。また、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行、及び「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の施行を踏まえ、本市は既存の条例を2019（令和元）年に「大牟田市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃を目指す人権擁護条例」と改正しました。

しかし、全国では調査業者などによる住民票等の不正取得が行われていたことや、被差別地域の住所を特定するような書き込みがインターネット上に掲載されるなど、依然として結婚や就職差別につながる差別事象が起きており、人権問題として深刻な状況が続いています。

【課題】

部落差別（同和問題）に関する差別意識の解消に向けた人権教育・啓発は、これまでの教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、部落差別（同和問題）を重要な人権問題として捉え、積極的に推進していかなければなりません。

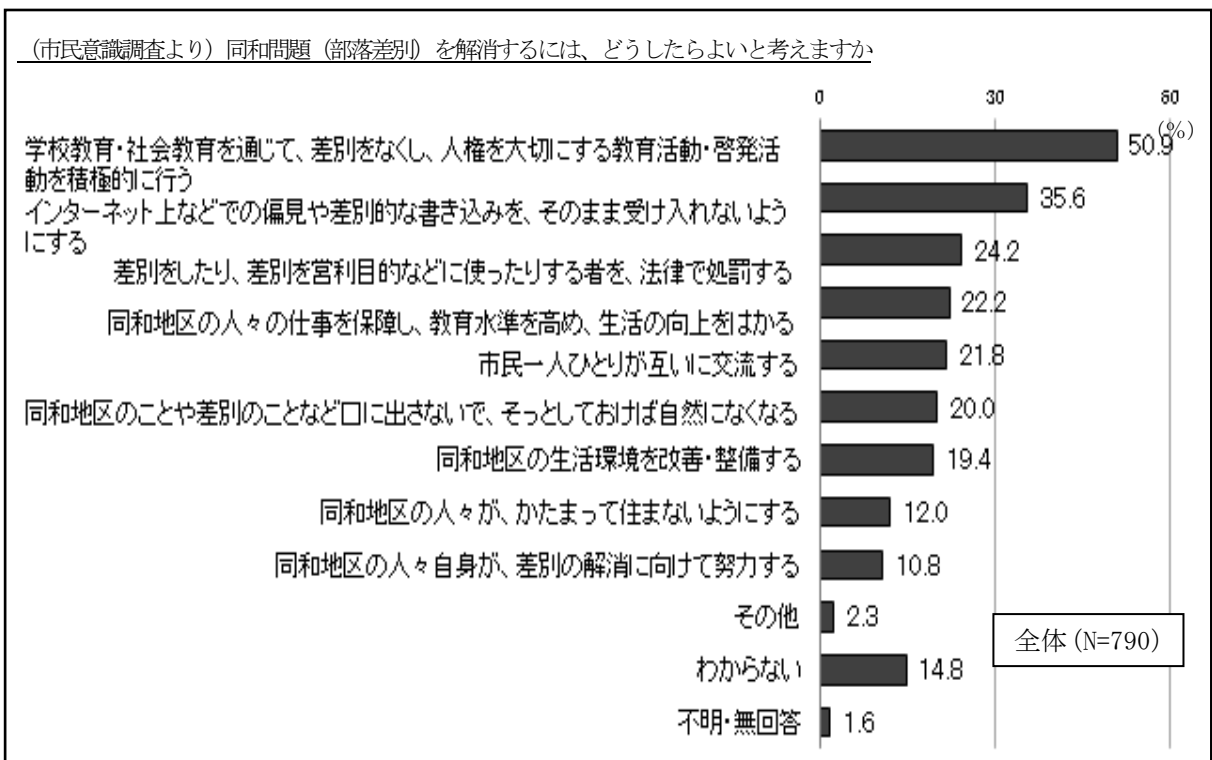
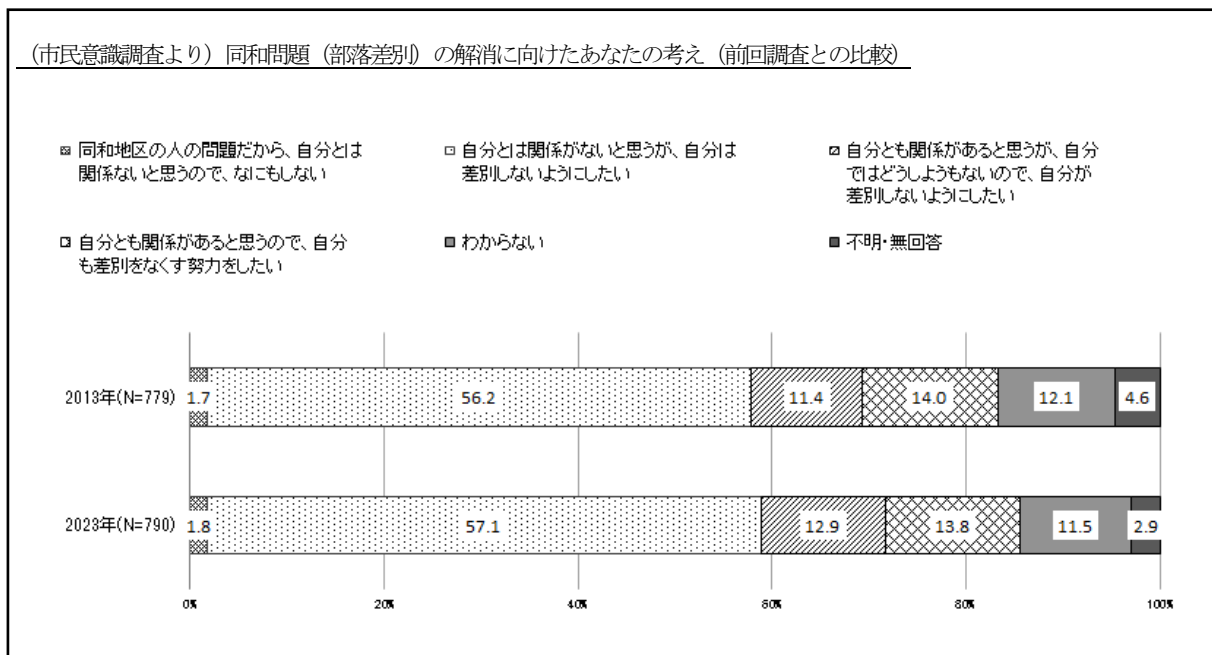
今回調査によると「部落差別（同和問題）を解決するために必要なこと」の設問について、「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」と回答した人の割合が20.0%と、「寝た子を起こすな」という考え方が根強くあります。また、「部落差別（同和問題）の解決に向けての考え」の設問については、「自分とは関係がないと思う」と回答した人の割合が、58.9%と前回調査と変わらず半数以上の人自分には関係がないと捉えています。部落差別（同和問題）は、「差別される側」の問題ではなく、「差別する側」の問題であり、その中には、自分には関係ないといった無関心であることも含まれ、これは結果的に差別の存在を許してしまうこととなります。

部落差別（同和問題）の解決には、こうした意識の解消が重要であり、そのためには、厳しい差別の現実に深く学び、そこから差別を受けている人の痛みや悲しみを共有し、「差別を許さない」とする共感と連帯の輪を広げていく必要があります。

このようなことから、今後とも、学校教育の場や企業における教育や研修を通し、

部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取組を一層進める必要があります。

また、あらゆる機会を通して、市民一人ひとりが部落差別（同和問題）の正しい理解と認識を深めることが重要なことから、市職員や教職員への研修の充実に努めるとともに、人権に関わる関係機関や関係団体等と連携・協力し、部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識が得られるよう人権教育・啓発の取組を進めていく必要があります。



【取組の基本的方向】

同和地区の環境改善については、これまでの取組により、一定の成果が得られたものの、教育・就労面での格差や差別意識の解消など市民啓発面での取組においては、いまだ十分とは言えない状況にあります。

今後とも、部落差別（同和問題）の早期解決にあたっては、これまでの同和教育・啓発の成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する人権教育・啓発として発展的に再構築して取組を推進します。

①人権・部落差別（同和問題）啓発の推進

- ・市民啓発活動の充実
- ・企業等における啓発活動の推進

②人権・同和教育の推進

- ・学校教育における人権・同和教育の推進
- ・社会教育における人権・同和教育の推進

（２）女性に関する人権問題

【現状】

国連では、女性の人権を世界各国の共通した課題として、女性の地位向上のための「世界行動計画」や「女性差別撤廃条約」などを採択し、国際的な規模で女性の人権の確立に向けたさまざまな取組を行っています。2015（平成27）年の国連サミットで採択されたSDGsにおいては、「ジェンダー平等の実現」が目標の一つとして掲げられました。

国においても、このような国際的な動向に配慮しながら、「男女共同参画社会基本法」や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など法制面における整備が行われ、女性の人権保障が大きく進歩しました。

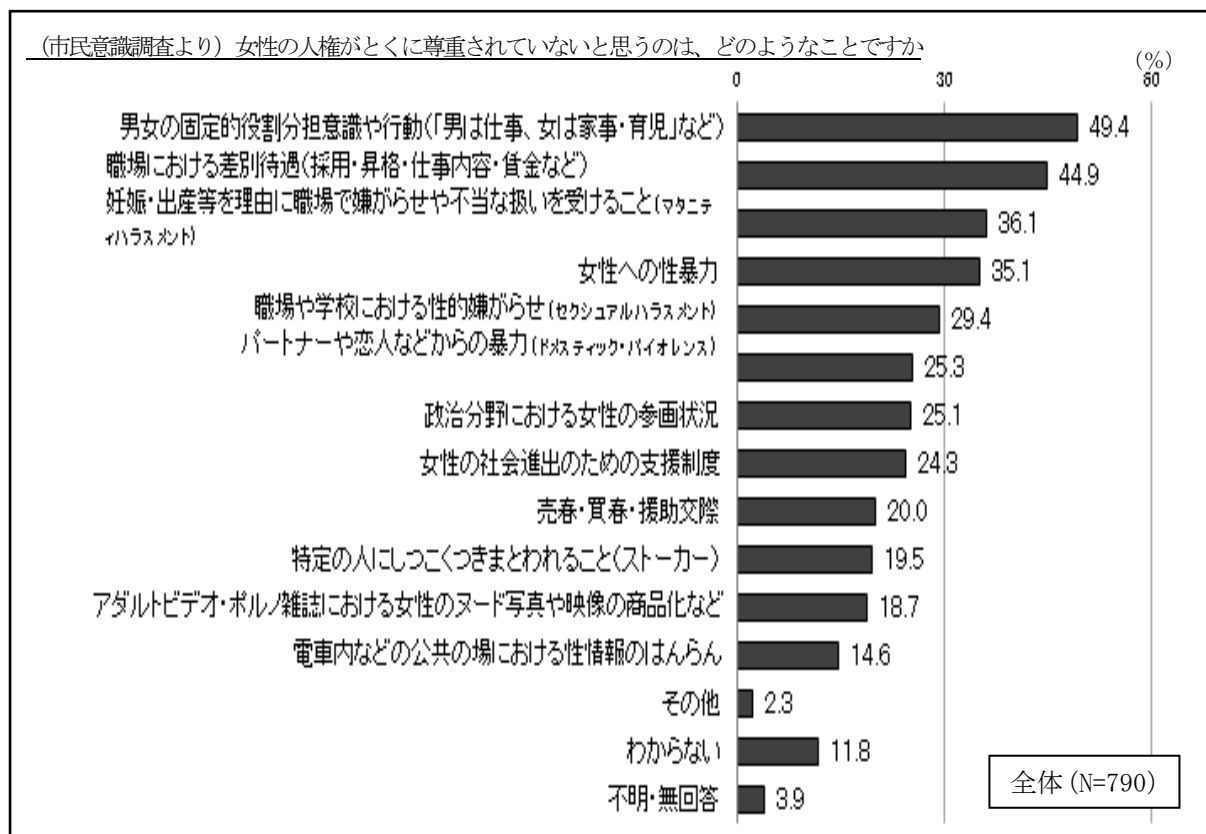
国際化や高度情報化、少子高齢化、国内経済の長期低迷などによる社会・経済情勢の変化に伴い、家族のあり方や男女のライフスタイルが多様化している現状に対応していく上で、女性も男性もすべての個人が、お互いにその人権を尊重し、対等なパートナーとして喜びも責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国にとって、最重要課題の一つです。

本市でも、男女共同参画社会を実現するために、「男女共同参画社会基本法」の理念に基づき、2003（平成15）年3月に「おおむた男女共同参画プラン」を策定するとともに、2006（平成18）年4月から「大牟田市男女共同参画推進条例」を施行、2023（令和5）年3月には「第4次おおむた男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進しています。

【課題】

今日の社会環境は、少子高齢化の進展、就労形態の変化、国際化、高度情報化など大きく変化しています。これに伴い、学校、家庭、地域、職場などにおける男女の関係も変わりつつあります。社会のあらゆる分野で女性の参画は着実に進んでいる一方で、政治分野や経済分野など、一部の分野ではその進展が遅れているものもあります。また、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、徐々に解消されつつあるものの依然として根強く残っています。

さらに、女性の権利に関するさまざまな法律が整備された現在でも、経済的な格差やセクシャル・ハラスメント、配偶者や恋人等親しい間柄の男女間で起こる暴力（いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）、ストーカー行為、さらには人身取引や性犯罪など女性の人権に関するさまざまな問題が起きています。



【取組の基本的方向】

女性も男性も等しく一人の人間として尊重され、さまざまな分野において平等にその個性や能力を発揮できる社会を目指すために、一人ひとりの個性や能力を尊重する意識やジェンダー平等意識を育み、学校、家庭、地域、職場などあらゆる場において教育・意識啓発を推進します。

また、すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を許さない社会を目指し、DVをはじめとしたさまざまな暴力の根絶に向けた取組を推進します。

①男女共同参画社会への啓発・教育の推進

- ・学校、家庭、地域、職場などあらゆる場での啓発・教育の推進

②女性の社会への更なる参画の促進

- ・ 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・ 相談機能の充実
 - ・ DV 等被害者の自立支援
 - ・ 啓発の推進

(3) 子どもに関する人権問題

【現状】

国連においては、1989（平成元）年に採択された「児童の権利に関する条約」等により権利保障の基準が明らかにされ、「児童の最善の利益の考慮」等の考え方が示されました。

また、国では、「児童福祉法」、「児童憲章」及び「教育基本法」などにより、子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などの基本原則等が示されました。

しかしながら、子どもの人権尊重の動きが進む一方で、学校においては児童生徒の暴力行為やいじめ、教員からの体罰や不適切指導等の問題が発生しており、家庭においては児童虐待やひきこもり、貧困やヤングケアラー¹⁸等の問題が発生しています。そのほか、SNS やインターネット上でいじめを受ける事案や、インターネットの利用により性犯罪や性暴力の被害となる事案や人身取引（性的サービスや労働の強要等）に関する問題なども生じており、その対応が喫緊の課題となっています。

このため国は、2023（令和5）年に全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的理念が保証されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすることなどを基本理念とした「こども基本法」を施行しました。また、2023（令和5）年に「こども大綱¹⁹」を閣議決定、2024（令和6年）にこども大綱に基づき「こどもまんなか実行計画」を策定しました。さらに、同年には、「子ども・若者育成支援推進法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

福岡県では、「こども大綱」を踏まえ、子どもを取り巻く複合的な課題に対応し、子ども施策を総合的に推進するため、「福岡県こども計画」を2025（令和7）年に策定しました。

本市においても、子どもや子育てを取り巻く環境の変化に対応し、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが誰一人取り残されることなく健やかに成長できるまちを行政や関係機関だけでなく市民が一体となって目指していくために、2024

¹⁸ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども・若者のこと。

¹⁹ こども基本法に基づき、「少子化社会対策」、「子ども・若者育成支援」、「子どもの貧困対策」の3つの大綱を統合し、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めたもの。

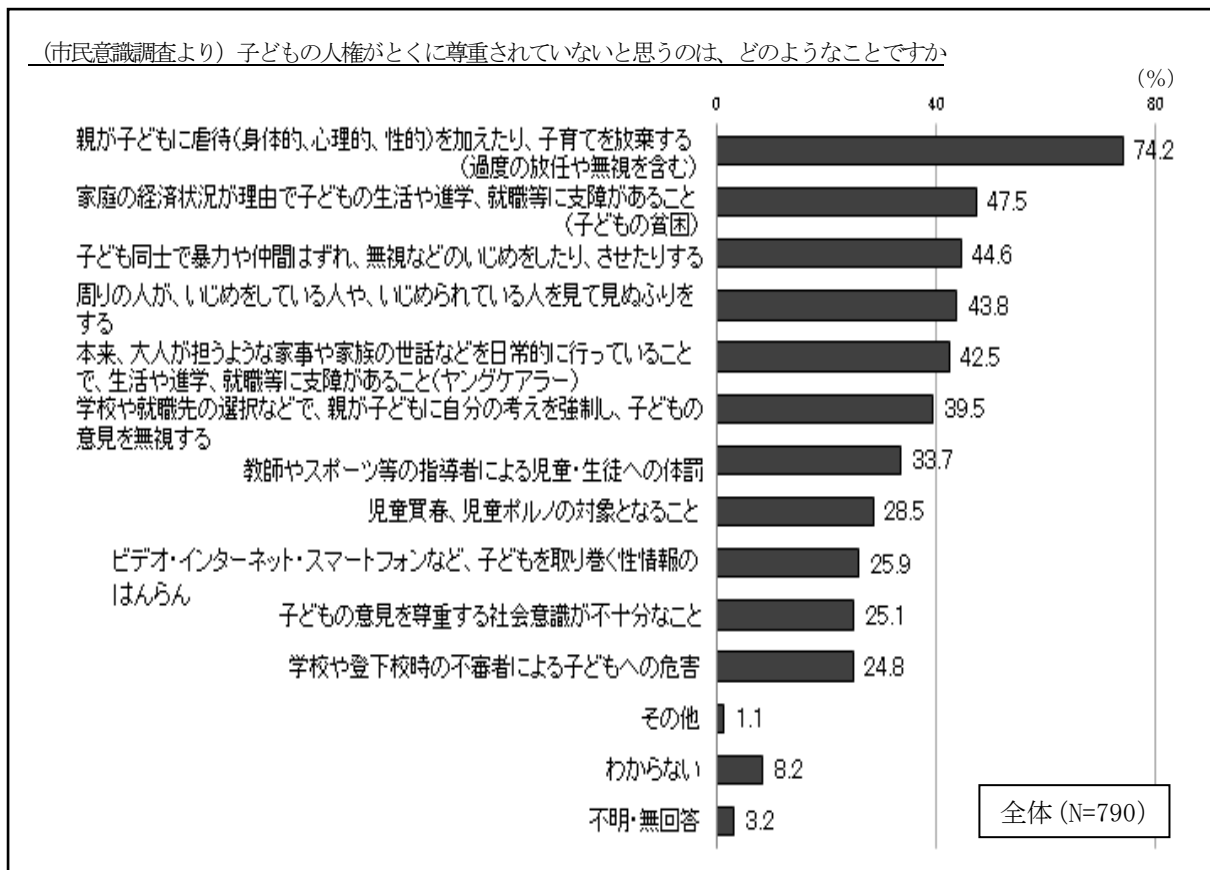
(令和6)年1月に「大牟田市子ども・子育て応援条例」(以下「応援条例」という。)を施行しました。また、国における子ども施策や本市の現状、応援条例に規定する基本理念等を踏まえながら、2025(令和7)年に「大牟田市こども計画」を策定し、子ども・若者施策を総合的・計画的に推進しています。

【課題】

子どもが、誰一人取り残されることなく社会の中で健やかに成長していくためには、子ども一人ひとりが人間として尊重され、私たちがみんなで子どもたちを見守り、育てていく必要があります。

しかし、子どもを取り巻く環境は、急速な少子化の進行や家族の多様化などの中で大きく変化しており、虐待・貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラーなど、子どもたちが置かれている状況は深刻化してきています。

このようなことから、子どもの人権に関わる家庭、学校、地域などにおいて、子どもたちの発達段階に応じつつ、人権尊重の心を育てる人権教育を推進する必要があり、加えて、それに携わる大人の人権意識の高揚のための人権教育・啓発を推進する必要があります。



【取組の基本的方向】

子どもが健やかに育ち、安心して子どもを産み育てることのできる社会環境づくりをはじめ、子どもの人権感覚豊かな「生きる力」を育むための施策など積極的に推進します。

- ①「子どもの権利」の理解を深めるための啓発の推進
 - ・「子どもの権利に関する条約」の周知及び啓発活動の推進
- ②地域での子育て支援の充実
- ③青少年の健全育成の推進
- ④青少年に関する諸問題への対応の充実

（４）高齢者に関する人権問題

【現状】

わが国の総人口は長期の減少過程に入っているものの、65歳以上の人口が増加しているため、高齢化率（全人口に占める65歳以上の人口割合）は上昇を続け、2037（令和19）年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上となると見込まれています。

本市においても、2025（令和7）年10月1日時点で、高齢化率は38.4%に達し、国を20年以上も上回るスピードで高齢化が進行しています。また、本市は特に75歳以上の後期高齢者の占める割合が高く、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加しています。

こうした状況から、近年、住まいのことや、身寄りのない方に関することなどさまざまな相談が増えています。また、悪質商法や詐欺による被害、加齢によって疾病率が高まる認知症の問題や高齢者に対する身体的、心理的、性的、経済的虐待や介護・世話の放棄・放任問題も依然として発生しています。

認知症施策に関して、国においては、2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が、同年12月には「認知症施策推進基本計画」がそれぞれ施行、策定され、認知症本人の声を尊重し、新しい認知症観²⁰に基づき施策を推進することが求められています。

このような中、本市では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本テーマに、高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、さまざまな施策を積極的に推進しています。

【課題】

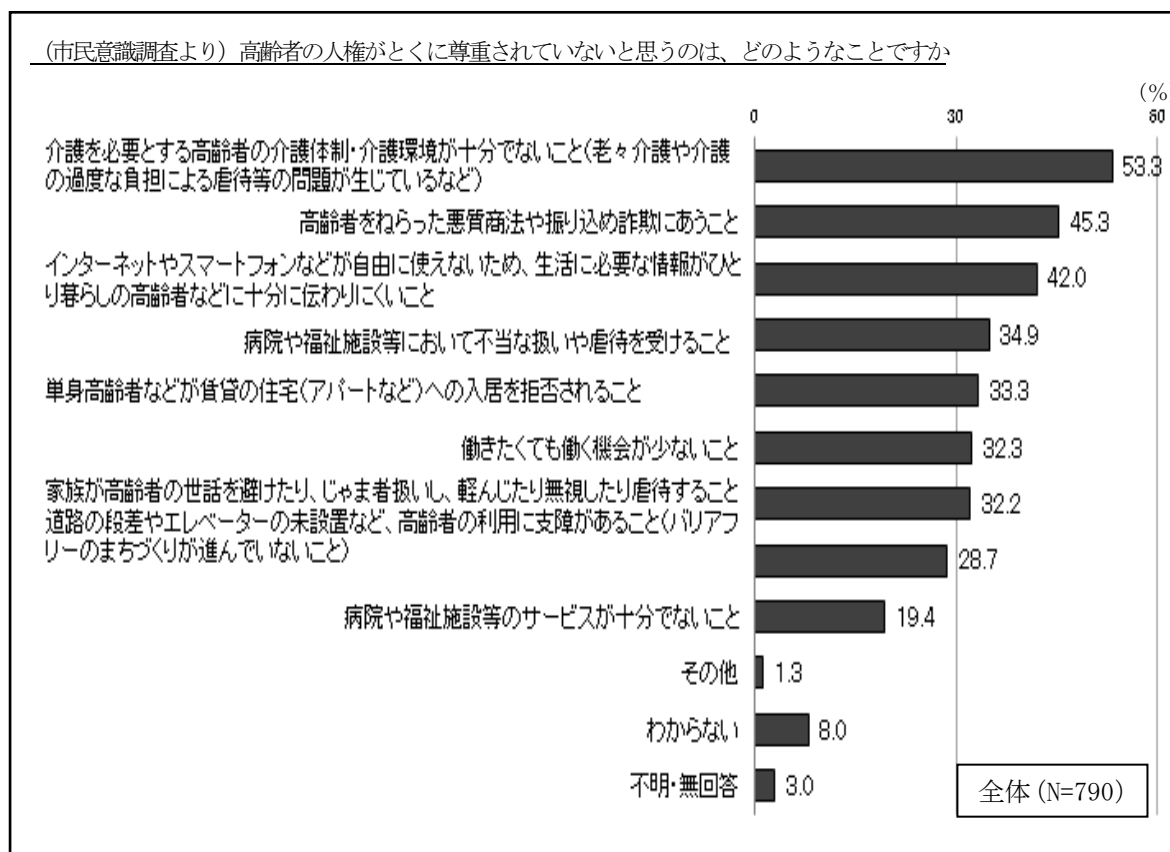
少子化・核家族化等により、高齢者と次世代とのつながりが希薄化し、加齢に伴う変化への理解や知識不足によって対等な人間関係の形成、確保が困難になるといった高齢者の人権の問題があります。また、高齢者に対する介護者等による身体的虐待や心理的虐待といった問題の増加が懸念されます。

高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳のある生活が安

²⁰ 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人ひとりが個人としてできると、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら希望をもって暮らし続けることができるという考え方のこと。

心して送れるよう、高齢者の人権の保障に向け取り組まなければなりません。

また、高齢者の人権擁護には、医療や介護といった公的なサービスだけでなく、多方面からの総合的な対応を図るためのネットワークづくりや、成年後見制度²¹の利用促進、相談窓口の充実が求められます。医療や介護サービスの基盤の整備やサービスの質的な向上を推進するとともに、医療・福祉・介護従事者をはじめ、市民の人権意識の高揚に努めることが重要です。



【取組の基本的方向】

高齢者が自分の生き方を自己決定することができ、人間として尊厳ある生活が安心して送れるよう、高齢者の人権が保障された社会システムづくりなどの施策を推進します。

さらに、高齢者虐待防止法が 2006 (平成 18) 年 4 月から施行されたことに伴い、同法の周知を図るとともに高齢者の人権についての正しい理解と認識を深めるための教育・啓発活動を推進します。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本

²¹ 精神上の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

法が2024（令和6）年1月から施行されたことに伴い、これからは、新しい認知症観に立って、認知症本人の声を尊重した施策を推進します。

①啓発活動・福祉教育の推進

- ・福祉意識の啓発
- ・福祉教育の推進

②高齢者の生きがい対策の推進

- ・社会参加の促進
- ・就業機会の確保

③各種サービス利用のための環境づくり

- ・相談体制の充実
- ・情報提供の充実

④生活の継続性の尊重

- ・地域との協働による見守り活動の充実
- ・高齢者虐待に対する対応の強化
- ・権利擁護²²体制の推進
- ・地域認知症ケアコミュニティ推進事業の実施
- ・認知症高齢者にかかる研究・研修の充実

²² 生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

（５）障害者に関する人権問題

【現状】

国においては、2006（平成18）年に、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定した障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」が国連で採択されて以降、その批准に向けて「障害者基本法」の改正（2011（平成23）年）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の施行（2012（平成24）年）、「障害者差別解消法²³」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（2013（平成25）年）などが進められてきました。これらの国内法の整備により一通りの国内の障害者制度の充実がなされ、2014（平成26）年にわが国は正式に「障害者の権利に関する条約」の締結国となりました。その後も「障害者虐待防止法」が施行されるなど、障害者福祉に関する関係諸法令の整備が進められてきました。

また、障害のある人もない人も共に生きる社会（共生社会）の実現への取組を推進するため、「障害者差別解消法」において事業者に合理的配慮²⁴の提供を義務付ける内容の改正が行われ、2024（令和6）年から施行されるという大きな動きも見られました。

このように、社会情勢や法制度が大きく変化する中で、「障害者基本法」に基づく新たな「障害者基本計画（第5次）」が、2023（令和5）年に閣議決定されました。

本市においては、これまで、障害や高齢、健康、食育等の分野別に進めてきた計画を、分野を横断した総合的な取組やライフステージに応じた各事業を一体的に推進するため、本市における健康福祉分野の各種計画を統合した「大牟田市健康福祉総合計画」を2021（令和3）年に策定しました。本計画では、「誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会を実現する」という基本理念を掲げ、関係部局や関係機関と連携しながら各種障害福祉施策を推進しています。

【課題】

障害者が地域で安心して健やかに暮らすためには、一人ひとりが尊重されているこ

²³ 障害者差別解消法 … 2013（平成25）年成立、2016（平成28）年施行

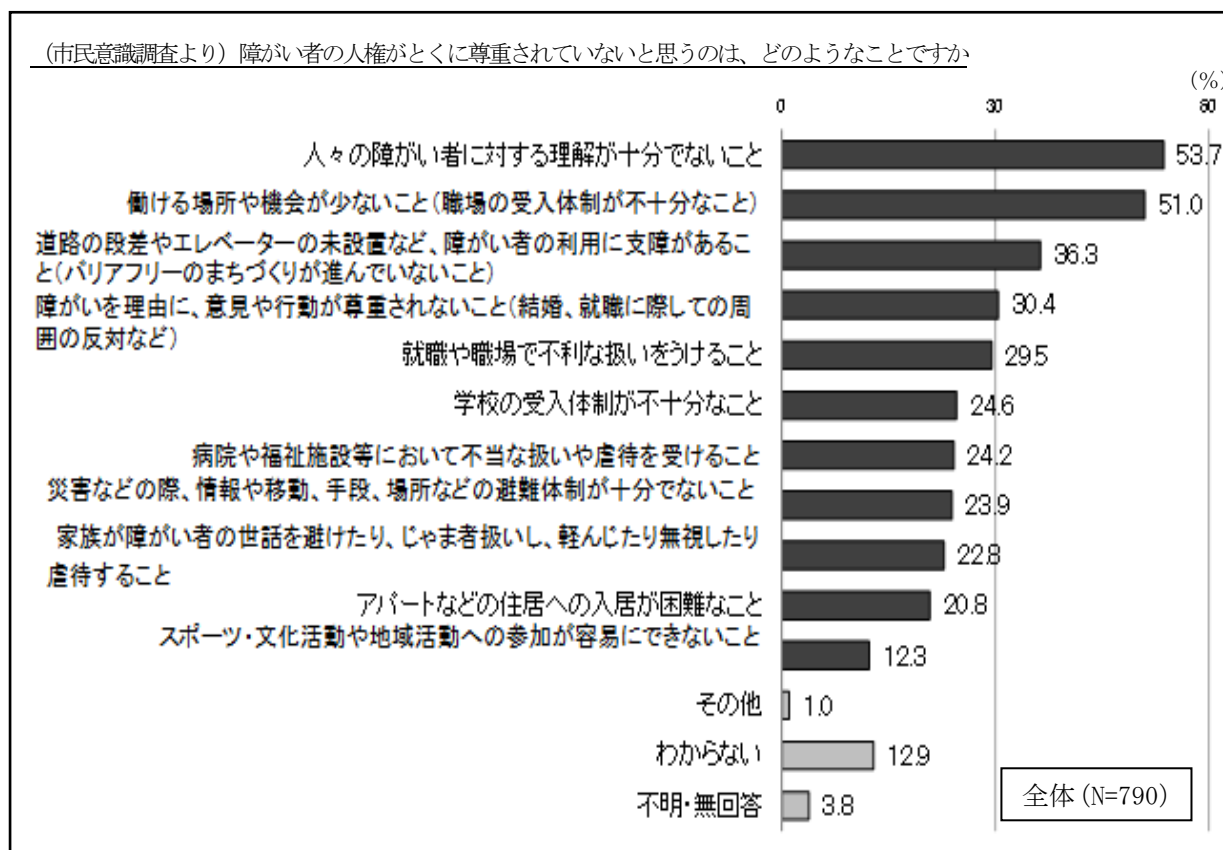
²⁴ 障害のある人の活動を制限するバリア（社会的障壁）を取り除くために、何らかの対応を求める「意思表示」があったときに、その実施者が過重な負担とならない範囲でできる対応をすること。

とが必要です。

しかしながら、障害者に対する誤解、偏見などが、障害者の自立と社会参加のための大きな障壁になっています。市民一人ひとりが、障害をその人の個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、共に暮らす社会づくりのためには、障害や障害者のことを正しく理解しなければなりません。そのためには、障害や障害者に対する正しい知識の啓発や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などを図る必要があります。

障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティ²⁵の向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス等の人的支援等による環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが必要です。

また、障害を理由とする差別は、障害者の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会のあらゆる場面においてその解消に向けた取組が必要です。



²⁵ 年齢や障害の有無に関わらず、誰でも必要な情報に簡単にたどり着け、利用できること。

【取組の基本的方向】

市民の障害に対する理解が進み、障害のある人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるとともに、社会のあらゆる場面に参加できるまちを目指し、各種施策に取り組めます。

①障害への理解促進

- ・ 障害者差別解消及び合理的配慮の提供に向けた広報啓発
- ・ 民間事業者に対する合理的配慮提供支援

②安心して地域で生活支援するための支援

- ・ 地域課題解決に向けた取組
- ・ 相談支援の充実

③経済的自立のための支援

- ・ 障害者への就労支援

④社会参加の支援と活動機会の創出

- ・ 情報・意思疎通支援
- ・ 障害者スポーツ・文化芸術活動振興

（6）外国人等に関する人権問題

【現状】

国際化の進展に伴い、大牟田市に在住する外国人住民の数は、2018（平成30）年663人（10月現在）から2022（令和4）年753人（10月現在）へと増加傾向にあり、その出身地はベトナム、フィリピンなど多様化しています。また、2019（平成31）年4月には「出入国管理及び難民認定法」が改正されたことを受けて、外国人材の活用が全国的な広がりを見せており、在留外国人²⁶数は増加傾向にあります。

このような中、今回調査では、外国人や外国にルーツのある人の人権が特に尊重されていない項目として、「就職や職場で不利な扱いを受けること」が最も高くなっています。

外国人というだけで偏見や差別が生まれたり、言語、文化、習慣等の違いから十分な相互理解ができず、住居、労働、福祉、医療、教育等のさまざまな分野でトラブルが生じることもあります。就労目的で来日した外国人労働者等においては、言葉や識字の問題等により意思疎通がうまくできないために深刻な状況が生じる問題があります。

加えて、わが国の歴史的経緯に由来して在住する在日韓国・朝鮮人に関する人権問題など、その内容はさまざまです。また、本市には戦前から戦中にかけて中国人等を炭鉱労働に従事させたり、さらには戦争捕虜も炭鉱労働に従事（1943（昭和18）年、福岡捕虜収容所17分所設置）させた歴史が存在しています。

そして、近年では、特定の国や国籍の人々を排除しようとするヘイトスピーチ²⁷が社会問題となっています。こうした言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、これまで差別意識を持っていなかった人に、新たに差別意識を生じさせることにもつながりかねません。このため、国においては2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」を施行しました。

習慣や文化、価値観等の違いに対する理解不足による偏見や差別意識などを生じさせないよう、地域社会のすべての外国人等と日本人とが心豊かに暮らし、違いが尊重され、豊かな人間関係が構築されるような施策が求められています。

²⁶ 出入国管理及び難民認定法上の在留資格を持って、日本に中長期間在留及び特別永住の外国人。

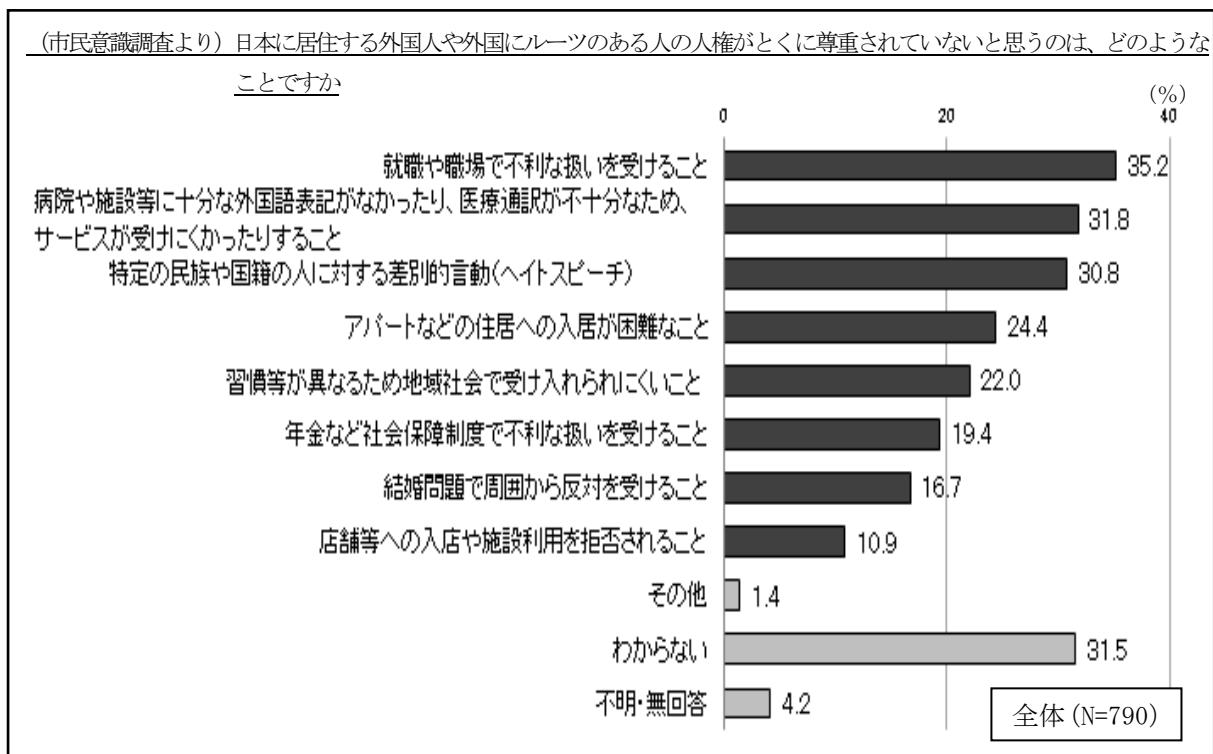
²⁷ 国籍、民族、宗教など、個人や集団が持つ特徴的な要素に対し、差別・偏見に基づく誹謗・中傷を行ったり、暴力や差別をあおるような主張をする表現行為（集会、街頭演説、行進など）のこと。

【課題】

私たち一人ひとりの日々の生活や活動が、国際社会と密接なつながりを持つ今日、これまでの文化交流の歴史を踏まえて、すべての市民が国際理解を深め、国際化時代にふさわしい人権意識の高揚が求められます。

そして、外国人等と日本人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応など環境整備を進めるとともに、市民の間に、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育むことが大切です。

今後、これらの課題に取り組むためには「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」等の人権関係条約を学ぶ機会を、関係する市職員、学校・企業関係者に提供するとともに、市民の人権教育・啓発においても積極的に取り入れる必要があります。



【取組の基本的方向】

国際化時代を反映し、外国人の滞在・定住化の進展が見られる中で、永住外国人を含む外国人等との共生社会の実現にあたっては、歴史や文化、習慣等の違いを正しく理解し、認め合う、人権尊重を基調とした相互理解のための教育・啓発を推進すると

ともに、外国人等にも配慮した住みよい環境づくりを推進します。

①国際理解のための教育・啓発の推進

②住みやすい環境づくり

- ・外国人等にも配慮した環境づくり
- ・相談体制の充実

（７）病者等に関する人権問題

病者となる要因は、ウイルス・細菌などによる感染、遺伝的な体質、環境による影響などさまざまな要因によって起こります。誰でも病者となり得るため、差別や偏見は許されません。特に感染症については、不正確な知識や思い込みによる過度の危機意識の結果、感染症の患者、その家族のみならず、医療従事者等に対する偏見や差別意識が生まれます。

本市においては、炭じん爆発被害による病者の大量発生や、じん肺などの疾病をめぐる争訟を経験しています。これらの過程においては、病者の訴えに対して、一部からは非難する言動がみられたことも事実です。

そのため病者等の人権を尊重するためには、あらゆる機会を通じて病気等に関する正確な知識の普及啓発に努めるほか、感染症の患者等に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、人権を尊重するための学びを通して偏見や差別を予防・解消していく必要があります。

【現状】

（１）ハンセン病患者等に関する問題

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く現在は治療法が確立した治る病気です。しかし、国の隔離政策により病気に対する差別意識が社会に根付き、ハンセン病が回復したにも関わらず差別が続き、その家族までも人権上の制限や差別等を受けてきました。

このため、国は 2009（平成 21）年、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を施行し、ハンセン病の患者に対して行った隔離政策によって与えた、身体や財産、その他社会全般にわたる被害を可能な限り回復するために、さまざまな施策を講じることとしました。

また、その後 2019（令和元）年には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の熊本地方裁判所判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病隔離政策によって、ハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府としての深い反省とお詫びが示されました。

それにもかかわらず、未だに「ハンセン病元患者の身体に触れる等^{注3}」といったこ

とに対して抵抗感がある人がいるなど、社会においてハンセン病に対する偏見や差別が根深く残存していることが明らかになっています。

注3) 厚生労働省「ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書（令和5年度）」より

（2）HIV 感染者等に関する問題

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、その感染経路が特定しており、感染力もそれほど強くないことから、いたずらに感染を恐れる必要はなく、医学の進歩により、治療薬によって後天性免疫不全症候群（エイズ）の発症を遅らせることが可能になりました。

しかし、病気に対する正しい知識や理解がないために、患者や感染者に対して、偏見を持ったり差別をしたりすることが問題となっています。

このような中、1999（平成11）年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、感染症患者等の人権を尊重した医療等に関する総合的な施策が推進されるとともに、感染症に関する正しい知識の普及のための教育・啓発活動を行うことと定められています。

（3）新型インフルエンザ等の感染者等に関する問題

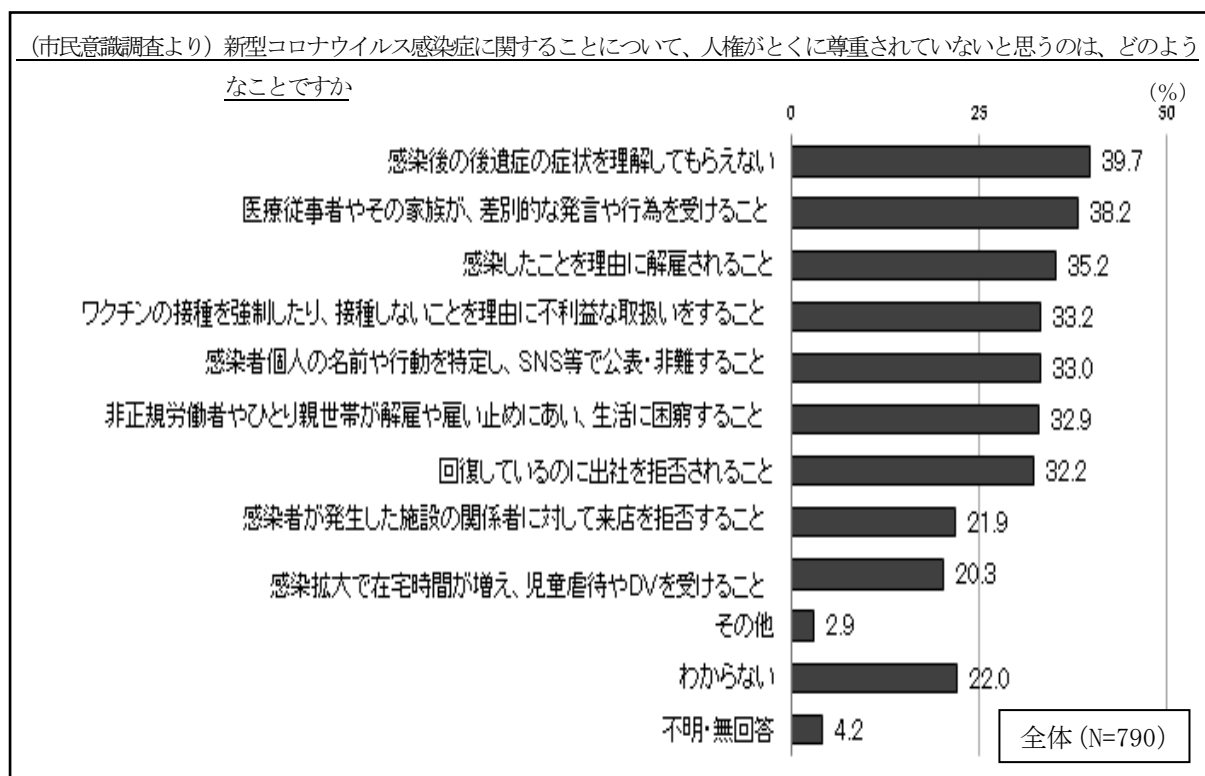
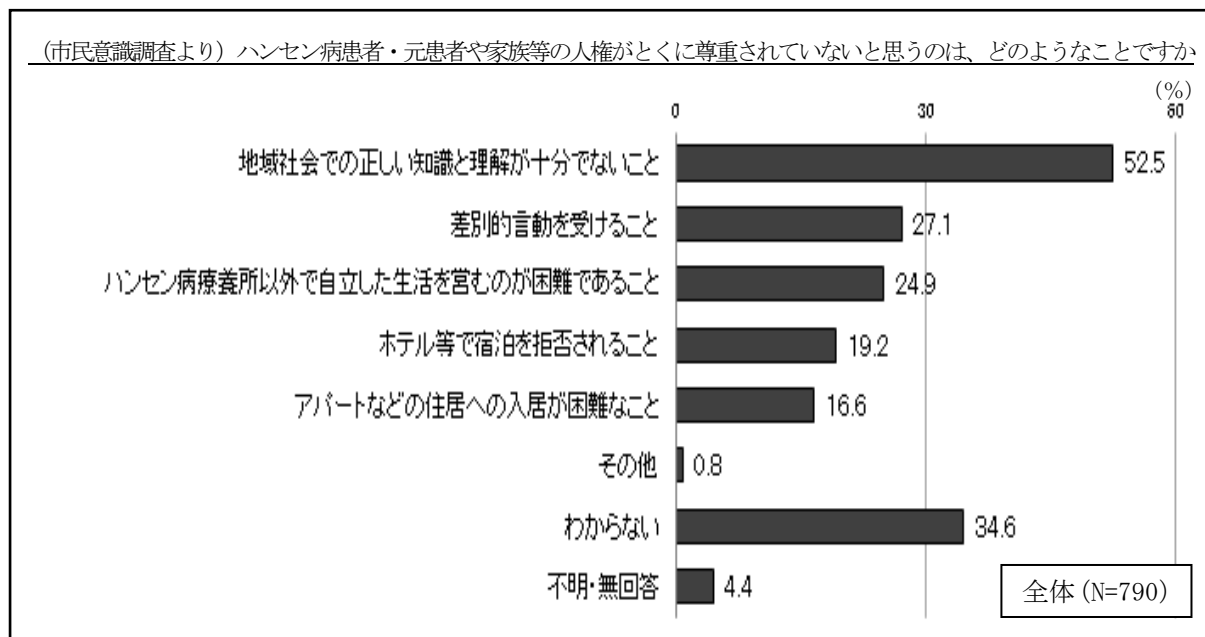
近年の地球規模の開発や環境破壊により、人類は未知の感染症と接する機会が増えています。そうした中で、2019（令和元）年に新型コロナウイルスが発生し、急速に世界へ広がりました。そして、感染者や医療従事者、特定地域の人々への偏見や誤った情報に基づいた SNS 等での差別的な書き込み等による差別行為が大きな社会問題となりました。これは、正確な情報と相互理解の不足により、社会不安を強めたことが背景にあります。

【課題】

これらの人権問題は、ウイルスや感染症等に対する知識不足や間違った情報によって不安や恐怖心をあおられた結果、感染症患者やその家族、さらには医療従事者等に対する偏見やワクチン等の感染症対策に対する意見の相違により差別につながるものが共通点としてあげられます。

感染症の患者等に対しては、治療や予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもありませんが、同時に、市民一人ひとりがこれら感染症に対する正しい理解と認識を深め、偏見や差別意識の解消に努めていくことが求められています。

このようなことから、今後も、これら感染症等の患者等の人権を尊重するという視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しつつ、学校、家庭、地域、職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取組を進めていく必要があります。



【取組の基本的方向】

ハンセン病患者・元患者及び HIV 感染者・エイズ患者、新型インフルエンザ等の感染者をはじめとする病者等の人権について、特に感染性疾患を発病する病者等への偏見や差別意識の解消にあたっては、その本人や家族の人権を尊重し、一人ひとりが安心して自分らしく暮らすことのできる社会づくりの視点に立った教育・啓発の推進に努めます。

①正しい知識の普及・啓発活動の推進

②病者等の人権に配慮した相談・支援体制等の整備

（８）性的少数者に関する人権問題

【現状】

性的少数者（性的マイノリティ）とは、性的指向（好きになる相手の性別）が同性に向かう同性愛や男女両方に向かう両性愛の人、生物学的な性である「からだの性」と自分の性をどう考えるかという「こころの性」が一致せず、「からだの性」に対して違和感を持つ人や、先天的に身体上の性別が不明瞭な人など、多様な性のあり方があります。

国連総会において、2008（平成20）年に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言「人権と性的指向と性自認に関する声明」が提出され、日本もこの声明に賛同しました。

国は、2004（平成16）年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を施行し、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対して性別の取扱いの変更の審判を申し出て、戸籍の性別変更が認められることになりました。その後、2008（平成20）年には法改正も行われ、その条件が緩和されました。

そのような中、性的少数者が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して国民の理解が進んでいないことによって生きづらさを感じていることなどから、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

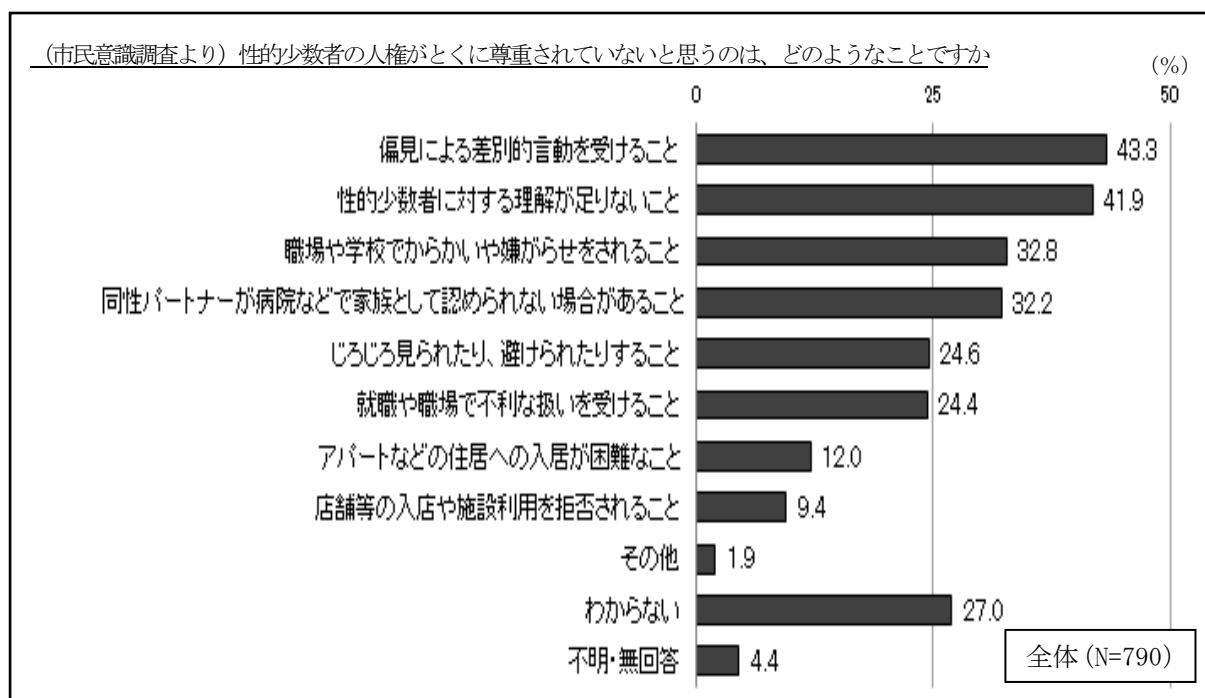
福岡県では、社会生活上で不利な扱いを受ける同性カップルを支援するために2022（令和4）年度から「福岡県パートナーシップ宣誓制度²⁸」を開始し、性的少数者が、その性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活するための行政サービスを提供しています。なお、本市においても、福岡県のパートナーシップ宣誓制度が利用できる行政サービスを一部提供しています。

【課題】

今回調査によると、性的少数者の人権が特に尊重されていないと思うことは、「偏見による差別的言動を受けること」43.4%が最も高く、次いで「性的少数者に対する理解が足りないこと」41.9%となっています。性的指向やジェンダーアイデンティティ

²⁸ 双方又は一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度。

を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、性の多様性について多くの人が正しい知識と理解を深めるためのさらなる啓発が必要です。



【取組の基本的方向】

地域や学校、職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向やジェンダーアイデンティティを理由とした偏見や差別をなくすために、関係機関や団体等と連携しさまざまな手法で啓発を行うとともに、当事者の尊厳を保障するための取組を推進します。

①啓発活動の推進

(9) さまざまな人権問題

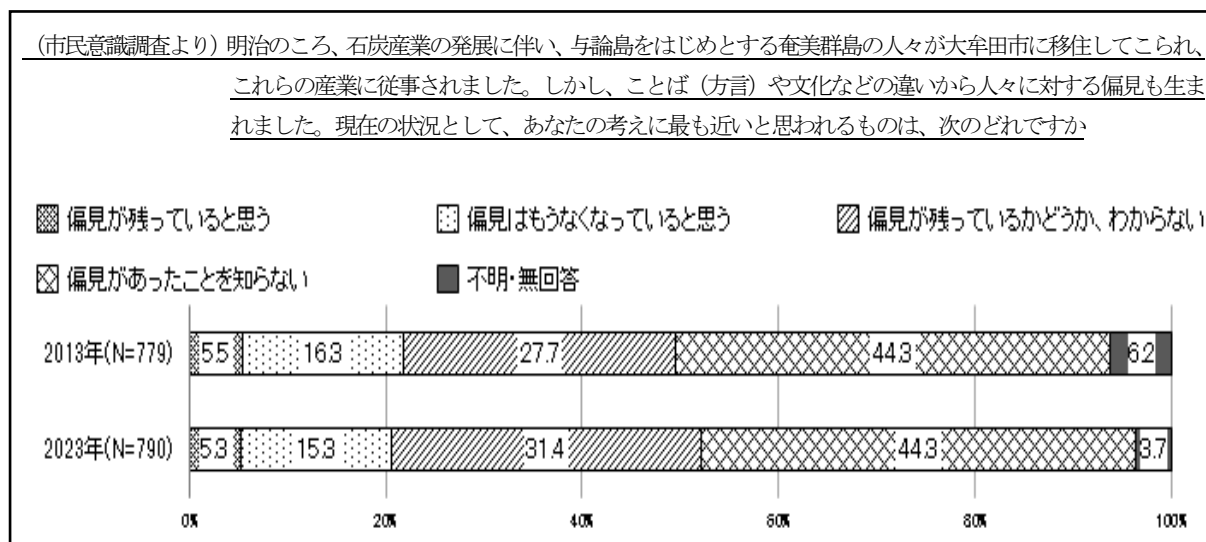
ア) 奄美群島から移住してきた人に関する人権

本市においては、明治末に、三池炭鉱の募集に応じ、本市に移り住んだ与論島をはじめとする奄美群島出身者に対する偏見や差別が、「与論長屋」、「島差別」として形成された史実があります。現在は、与論中学校と宅峰中学校の生徒が交流を重ね、奄美群島出身者の三池炭鉱での過酷な労働や、方言や習慣などの文化の違いから差別を受けた歴史がある一方、本市の石炭産業やまちの発展に大きく貢献されたことについても学んでいます。

今回調査によると、奄美群島出身者に対する偏見が「今でも偏見が残っている」5.3%、「偏見はもうなくなっている」15.3%、「偏見が残っているかどうか、わからない」31.4%と回答しています。奄美群島出身者に対する偏見があったという歴史を知る機会を持たないために「偏見があったことを知らない」と回答した人の割合は、44.3%となっています。

自分とは異なる文化を持つ人々を排除しようとする気持ちが心の中に生まれ、偏見や差別につながっていきます。

歴史や文化を正しく理解し、尊重する啓発活動が必要です。

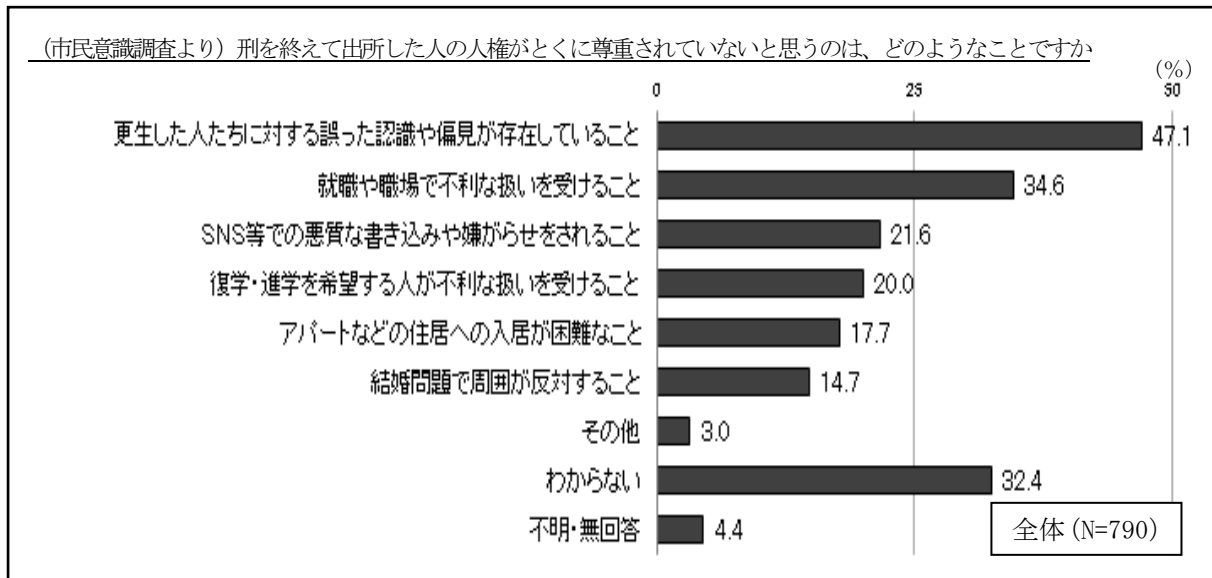


イ) 刑を終えて出所した人及びその家族に関する問題

刑を終えて出所した人等のみならず、その家族に対する偏見や差別もあり、就職や住居の確保が困難になるなどの扱いを受けることがあります。社会復帰には本人の強い更正意欲とともに、地域社会の理解と協力が欠かせないことから、偏見や差別意識

の解消に向けた取組が必要です。

刑を終えて出所した人の中には、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援も受けられないまま孤立し、再犯にいたる場合もあり、社会復帰への支援が必要です。



ウ) 犯罪被害者及びその家族に関する問題

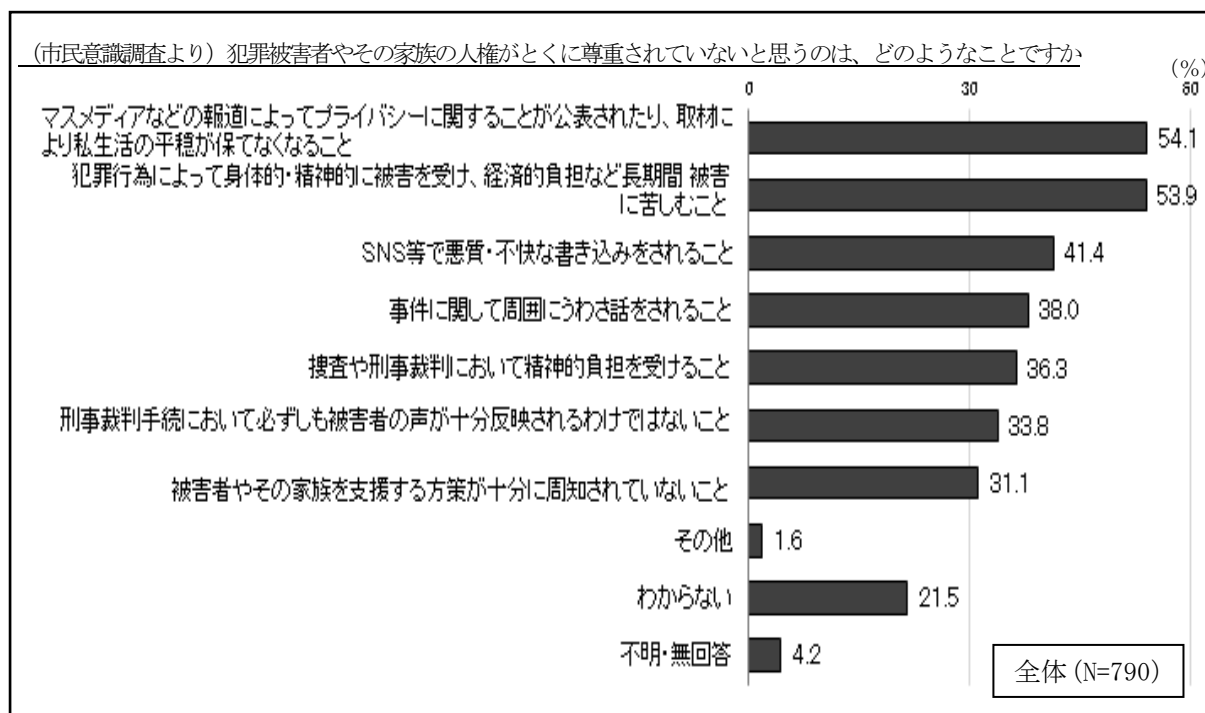
犯罪被害者は生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった、いわば目に見える被害に加え、それらに劣らぬ重大な精神的被害を負うとともに、再被害の不安にさいなまれています。さらには、周囲の好奇の目、誤解に基づく中傷、無理解な対応や過剰な報道などにより、その名誉や生活の平穏が害されたり、孤立感に苦しむことも少なくありません。

このようなことから、国は「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定や「犯罪被害者等給付金支給法」の改正、「犯罪被害者等基本法」の制定等、犯罪被害者の人権を保護し、救護するための法整備を進めました。また、2005（平成17）年12月には「犯罪被害者等基本計画」を策定して、損害回復、経済的支援、精神的・身体的被害の回復、刑事手続きへの関与、支援体制の整備、国民の理解の増進等について具体的な施策を示しました。

本市においては、2021（令和3）年に犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とした「大牟田市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

犯罪の被害は多様で、時間や場所を選ばず発生することがあり、誰もが犯罪被害者

となりうる状況があるため、一人ひとりが、被害者等の置かれている状況をわが身のこととして理解して、支援していくことが求められています。



エ) 国際的紛争等に巻き込まれた人々に関する問題

内乱や革命、国際的紛争等の政情不安定や社会、経済情勢の変化による治安の悪化などにより誘拐・拉致等に巻き込まれることがあります。

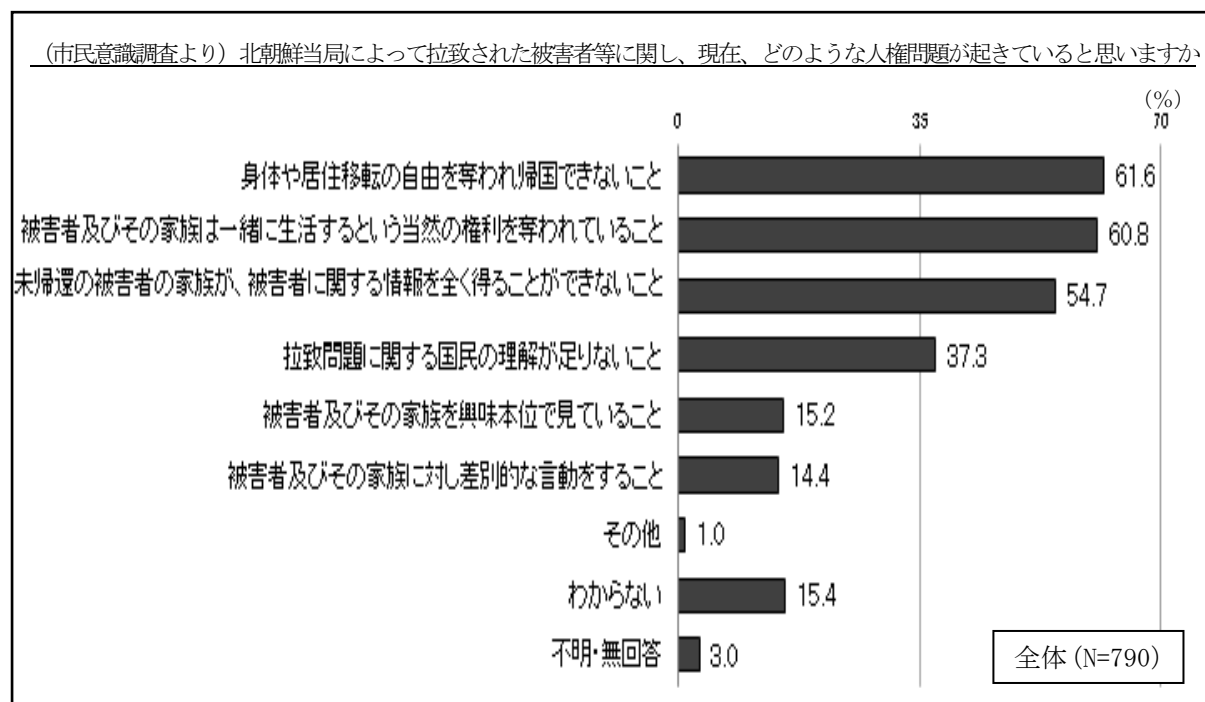
突然、強制的に、外国で誘拐され、あるいは外国に連れ去られることは、自由で平和な日常生活を奪う重大な人権侵害です。

特に、北朝鮮当局による拉致問題は、2002（平成 14）年 9 月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めました。

この問題に関する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、2006（平成 18）年 6 月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害への対処に関する法律」が施行され、国及び地方自治体の責務が定められるとともに、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。国際的にも関心が高まるなか、未だ解決には至っていません。その一方で、在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの問題も発生しています。

今後とも、市民の正しい理解に向けて啓発活動に取り組むとともに、無理解や誤解による在日韓国・朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害の防止のため、国

や県等と連携して取り組む必要があります。



オ) その他の人権問題

以上の人権問題の他にも、犯罪組織などによって、強制的な労働などを強要される重大な犯罪である人身取引（トラフィッキング）や、北海道などに先住していた民族であるアイヌの人々に対する、歴史や伝統、文化への理解不足から生じる偏見や差別の問題が依然として存在しているほか、ホームレスとなった人たちに対する偏見や差別が原因で、嫌がらせや暴行を加える事案が発生しています。

2011（平成 23）年に発生した東日本大震災では、放射線被ばくについての風評等による差別や偏見が発生しました。このように災害発生時には、デマや風評等の拡散に加えて、避難生活の長期化による暴力や虐待などの人権侵害があります。

このほか、新たな人権問題として、ゲノム情報（遺伝情報）²⁹に基づく人権問題が懸念されています。今後、ゲノム医療が普及する中で、ゲノム情報に関する知識や理解不足から、日常生活や就職等の社会生活のさまざまな場面で、不当な差別やプライバシーの侵害などの人権問題につながっていくことも考えられます。

このように、従来から偏見や差別の対象となるなど、弱い立場に置かれているために人権侵害を受けやすい人たちの問題に加えて、経済のグローバル化や長引く地域経

²⁹ 生まれながらに固有で子孫に受け継がれうる遺伝情報。

済の低迷、家族や地域の変容など社会・経済情勢等の変化により、新たな人権問題が生じる可能性があります。

人権問題に的確に気づき、対応策を検討するとともに、市民一人ひとりが、すべての人を個人として尊重し、認め合い、支え合う社会をつくることが重要であるという視点で教育・啓発を進めていくことが必要です。

第4章 人権教育・啓発の効果的な推進

第3章において、さまざまな分野における人権問題に関して現状や課題を述べてきたように、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者や障害者への差別など、多くの偏見や差別が存在しています。

これらの偏見や差別意識の解消は極めて重要であり、個別的・具体的に解決に向けて取り組まなければなりません。

人権問題の解決には、行政や市民、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、必要に応じて有機的な連携³⁰を保ちながら取り組んでいくことが必要です。さらに、市民一人ひとりが、学校・地域・家庭・職域などあらゆる場を通し、それぞれの発達段階に応じて、人権問題に対する正しい認識と理解を深め、主体的・具体的な行動につなげていくことが重要です。また、変化する人権問題、新たに生じる人権問題に対し、人権問題として気づくことができるような豊かな感性が求められています。

そのためには、個別の人権問題の解決を図るとともに、さらに発展的に、より広い視野から総合的に問題解決を図っていく必要があります。

人権教育・啓発の基本的あり方としては、「人権教育・啓発推進法」第3条の基本理念及び本計画第2章の本市の人権教育・啓発の現状と課題を踏まえて推進していく必要があります。

また、人権教育・啓発は人権を尊重する社会や、まちづくりを目指して、国際条約や「日本国憲法」、「教育基本法」などの国内法、あるいは都道府県・市町村等における条例や各種審議会等の意見具申等に即し、さらには、国内外の人権をめぐる情勢などを踏まえて推進しなければなりません。

1 人権教育・啓発の推進体制

大牟田市、大牟田市教育委員会、その他の公的機関、「市同推協」及び「市同研」、民間団体、企業等は、市民が主体的に学び行動することを通じて大牟田市に人権文化を創造できるよう、実施主体として積極的に計画を推進していく必要があります。

³⁰ 単に形式的に形式上のつながりを持つだけでなく、個々の主体（市・市民・企業など）が共通の目的のために自律的に協力し合い、あたかも一つの生き物（有機体）のように機能する状態。

2 実施主体間の連携

人権教育・啓発は、社会全体で取り組んでいくことが重要です。今日、人権問題がますます複雑・多様化する傾向にある中で、一層効果的かつ総合的に人権教育・啓発を推進していくためには、各実施主体の相互の連携協力をこれまで以上に強化する必要があります。

具体的には、「市同推協」、「市同研」を中心とした各実施主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携協力することをはじめ、国・県並びに各種人権団体等との連携を図りつつ、市民の参加・参画を取り入れた人権教育・啓発を推進する必要があります。

3 普遍的・個別的な視点を踏まえたアプローチと推進

人権教育・啓発は、幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の市民を対象とするものであり、対象者の発達段階に応じて、学校、地域、家庭、職域などの日常生活場面を具体的な題材とするなど、あらゆる場、あらゆる機会を通して、創意工夫を凝らしながら粘り強くこれを実施することにより効果をあげることができます。

人権教育・啓発の推進にあたっては、①個別分野における人権問題の解決にあたっては、それぞれの問題を、あらためて「人権」という視点で捉え直し、他の分野における問題とも関連づけることにより、あらゆる人権問題の解決につなげていくアプローチと、②「法の下での平等」、「個人の尊重」など、人権問題に共通する普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野における人権問題の解決につなげていくアプローチがあります。これら二つのアプローチがあいまってはじめて、人権についての学習の深まりと、人権教育・啓発そのものが学習者の人権を行使するものとなります。

(1) 人権教育・啓発の手法

人権教育・啓発を推進していくためには、その対象者の発達段階に応じながら、家庭、学校、地域社会、職域などにおける日常生活の経験を具体的に取り上げるなどして、創意工夫を凝らしていく必要があります。

そのためには、具体的な人権課題に即し、市民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるほか、人権侵害の被害を受けた当事者の声を直接届けるなど、さまざまな創意工夫が必要です。

(2) 教材・啓発資料、学習プログラムの開発

市民のための人権教育・啓発であるためには、学習者の知識、習熟度や興味関心などに合わせた基礎的な資料の作成が不可欠です。これらの資料の整備には、市立図書館、県人権啓発情報センター等の機関、教育関係者、研究者、「市同推協」及び「市同研」との連携、協力を得ることが必要です。

学校教育においては、人権・同和教育の内容を充実させ、系統性のある教育を実施し、子どもが正しい認識と、差別をなくそうとする態度を確実に身につけることができるように、人権・同和教育全体計画を作成するとともに、大牟田市人権・同和教育指導資料「人権・同和教育カリキュラム」を活用しています。

収集・整備された資料が、学習者にとって、学校や家庭・地域、職域などにおける身近な人権問題に気づき、行動へと結びつくような教材として活用されるための学習プログラムの開発や見直しにも努める必要があります。

(3) 情報提供の充実・強化

人権に関する情報の蓄積と提供は、人権教育・啓発を推進していく上で重要な役割を持っています。情報の提供は、マスメディア、市広報等により行うとともに、ホームページやSNS等の多様な媒体の活用を図ることが必要です。

(4) 市民の自主性の尊重と実施主体の中立性の確保

人権教育・啓発活動を行う場合は、市民の多種多様な意見の交換など、市民の自主性を尊重し、市民の理解が得られるよう十分留意する必要があります。

このためには、被差別の立場にある人々の人権を保障する視点に立ちつつ、国の第二次計画を踏まえ、実施主体の中立性を欠くことがないように努めなければなりません。

以上のような点に留意しつつ、本計画は「人権のまち」大牟田市をつくるために、

- ①人権について学び、行動する市民への支援
- ②人権について学び、行動する市民のつながりを広げる活動の支援
- ③人権について学び、行動する市民の権利の保障
- ④人権について学び、行動する市民と行政のパートナーシップの確立を具体的に推進する必要があります。

第5章 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、すべての市民を対象にする必要がありますが、その中でも特に、市職員をはじめとする特定職業従事者（教職員等、社会教育関係職員、保健・医療・福祉・介護関係者など人権に関わりの深い職業に従事する者）は、市民の人権を守る立場にあり、一人ひとりが常に人権尊重の立場に立った職務の遂行が求められています。

こうした特定職業従事者等に対しては、人権教育・啓発において指導的な役割を果たすことができるよう、研修機会の充実に努め、さらなる人権意識の高揚を図る必要があります。

1 市職員

市職員はすべての業務において、市民の人権と直接的・間接的に関わっており、行政サービスを適切に提供する上で、人権問題を正しく認識し、豊かな人権感覚を身に付けていることが求められています。

このため、人権に関する各種の職員研修の実施や、人権啓発講演会等への積極的な参加により、市職員の人権意識の涵養を図ってきました。

今後も、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図り、「それぞれの多様性を認め合うとともに、誰もが生き生きと暮らすことができるまちの実現」を目指すため、市職員を対象とした各種人権研修を引き続き実施し、一層の人権意識の高揚に努めます。

2 教職員等（保育所・幼稚園・認定こども園・学校）

保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員等は、教育活動等を通して、子どもたちの人格形成に大きな影響を及ぼすことから、子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付ける上で、深く、密接に関わる存在です。

そのため、教職員等が人権に関する知的理解と人権感覚を身に付けるとともに、人権教育に係る指導力向上を図るための研修等の充実が必要です。

3 社会教育関係職員

地区公民館をはじめとした、教育機関等においては、市民の多様な学習ニーズに応じた事業を展開しています。そこに勤務する社会教育関係職員は、市民の人権問題や、地域に芽生え、育ちつつある人権に関する取組などについて知ることができると同時に、支援可能な立場にあります。そこで、市民に人権について学習する機会を設けることが、極めて重要となってきます。

したがって、社会教育関係職員は、自ら人権感覚を体得し、市民の人権学習の環境づくりに役立てるための学びに努めることが求められ、このような資質を形成するための研修機会を設けることが必要です。

4 保健・医療・福祉・介護関係者

子ども、高齢者、障害者、病者等を対象とする保健・医療・福祉・介護関係者は、市民の生命や健康、生活に直接関わる業務に従事しています。こうしたことから、人権を尊重した処遇や個人情報などの適正な管理など、きめ細かな配慮が必要とされます。

したがって、保健・医療・福祉・介護関係者の人権意識の高揚を図るため、人権について自主的な取組の実施を要請するとともに、さまざまな研修会への参加を求め、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養っていく必要があります。

5 マスメディア関係者

テレビ・ラジオ・新聞などのマスメディアを通して多くの情報が提供され、市民の意識の形成や価値判断など、市民の生活に大きな影響を及ぼします。

マスメディア関係者の人権尊重はもちろん、偏見や差別意識を解消する視点に立った活動が達成できるように、自主的な取組が求められます。

6 企業等の経営者

企業等は、その経済活動を通して、地域社会に大きな影響を与えている存在であり、基本的人権が尊重される社会の実現のために、地域社会の一員としての重要な役割を担っています。

したがって、企業等の経営者においては、労働関係法令の遵守のもと、人権が尊重される、働きやすい職場づくりに努めるとともに、部落差別（同和問題）をはじめと

する人権問題についての正しい理解と認識の下に、適正な採用選考を行うことが求められています。

このようなことから、一定規模以上の事業所等においては、公正採用選考人権啓発推進員³¹（以下「啓発推進員」という。）が設置されることになっていますが、今後とも事業所等における「啓発推進員」の人権教育・啓発のための研修等の充実が図られ、人権意識の高揚に向けた取組が一層推進される必要があります。

さらに、「ビジネスと人権」の取組に関し、企業には人権尊重の責任があるとされていること、このような責任は業種や企業規模、職種を問わず求められていることを踏まえ、幅広い企業において、人権研修が広く行われることが求められています。

7 その他の職業従事者

大学関係者、法曹関係者などは、高い社会性と指導性を有する職業柄、高い人権意識が求められます。しかし、大学等において、アカデミック・ハラスメント³²などの人権侵害の事例も認められるように、人権教育の必要性に変わりはありません。

人権尊重の視点に立った活動が達成できるように、関係者の人権意識のさらなる高揚に向けた自主的な取組が求められています。

³¹ 職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識による公正な採用選考を行うことが重要であることから、一定規模（福岡県では従業員 30 人）以上の事業所を中心に公正採用選考人権啓発推進員の設置を図り、事業所における公正な採用選考のため必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

³² 大学・高専・専門学校・研究所などの学習・教育・研究・労働の場において、優位な力関係のもとで行われる様々な「ハラスメント（いやがらせ）」のこと。

第6章 計画の推進

本計画の具体的な展開にあたっては、以下の点に留意しながら、その推進を図ります。

1 計画の推進体制

本計画は、市民意見の募集や大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会の諮問・答申等を基に、大牟田市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）の審議を経て策定しました。

本計画の推進にあたっては、人権教育・啓発を市政のあらゆる分野で推進し、本市の人権問題を解決するための基本的な指針として、各部局間の緊密な連携と協力を図りながら、推進本部の下で取り組みます。

2 国・県、他市町村及び関係団体等との連携

本計画の推進にあたっては、国・県、他市町村及び人権教育・啓発関係団体等との連携を図ります。

同時に、人権問題、人権教育・啓発に取り組む市民団体等との連携を図り、人権教育・啓発の積極的な取組ができるよう、情報提供などの支援を行い、効果的な人権教育・啓発の推進に努めます。

3 人権教育・啓発機能の整備・充実

- (1) 本計画を実効あるものとするため、人権教育・啓発の先導的役割を担う市職員の人権意識の高揚を目的とした研修を今後も継続して行います。
- (2) 人権問題の解決にあたっては、行政だけではなく地域における諸団体との連携による推進体制の整備・充実を図りながら、人権教育・啓発の積極的な推進に努めます。
- (3) 市同推協及び市同研が主体的に実施している事業への積極的な支援を行うとともに、今後とも両協議会との連携による取組を通して、実効ある人権教育・啓発の推進に努めます。
- (4) 差別をなくす活動を主体的に始めようとしている市民や、既に地域において、

差別をなくす活動を主体的に行っている個人や団体、NPO などに対して、情報提供などの支援に努めます。

4 評価と見直し

推進本部は、本計画の推進の過程において、計画の進捗状況と効果について市民・団体等の意見等を踏まえながら点検を行い、社会情勢の変化など必要に応じた計画の見直しを適宜行っていきます。